

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-1)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(1)

古川

みなさん、こんにちは。滋賀県司法書士会所属の司法書士の古川百合香と申します。ここからの研究会の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

今もお話がありました、今日はこれまでの当ネットワークのあゆみを振り返りつつ、法教育を行っていくうえで欠かせない「対話」に焦点をあてていきたいと考えております。司法書士同士の「対話」、また司法書士と学校の先生との「対話」により、法教育活動がどのように進化し、この司法書士法教育ネットワークがどうつながってきたか、そういうことを考えながら、当ネットワークの5年間の活動と授業の実践報告をして、その後、会場の皆さんも一緒に参加していただいて、一緒に意見交換をしてみたいと考えております。慣れない司会ではありますが、最後までよろしくお願ひします。

ではまず「司法書士法教育ネットワーク5年間の歩み」と題しまして、当ネットワーク事務局長の小牧美江さんよりお話しをしていただきます。

### 報告：司法書士法教育ネットワーク5年間のあゆみ

～司法書士、他士業、そして教師の輪をつないで～

小牧

みなさん、こんにちは。司法書士法教育ネットワークの事務局長をしております小牧です。どうぞよろしくお願ひいたします。お手元に「司法書士法教育ネットワーク5年間のあゆみ」というレジュメと年表を配布させていただいております。こちらにも参考にしていただきながら、お話を聞いていただければと思っております。

西脇会長からもお話がありまして、当ネットワークができて5周年の記念ということで、この間、私たちが全国各地の法教育の仲間の司法書士、そして他士業の法律専門家のみなさん、あるいは教師のみなさんと毎日の「対話」を続けながら、この5年間で新しい風を起こしてきたのではないかなど。それはそよ風がもしれませんが、そういう風を起こしてきたその成果をちょっと振り返ってみたいなど。「対話」という言葉が適切かどうかはわからないのですが、私たちがいろいろな地域の司法書士のみなさんとか、学校関係者のみなさんとかと、いろいろな現状を語り合ったり、問題意識を語り合ったりして、その中でいろいろな取り組みが出来てきたのではないかなどと思っております。

はじめに、司法書士の法教育活動の歴史を簡単に振り返っておきたいと思ひます。(画面で)「法教育」とカギかっこを付けていますのは、司法書士は初めから「法教育」をするんだということで活動してきたではありません。広く相続ですとか法律に関する情報を伝えたり、あるいは「消費者被害防止啓発講座」という形で、様々な法律関連の教育活動に取り組んできました。古くは私たちの大先輩が、昭和57～58年ごろから市民法律教室活動ということで、散発的なボランティア活動だったと聞いているのですが、そういう取り組みを始められていました。その取り組みが活発化したのが平成10年、11年の頃です。この背景はどんなことだったかという

と、国民生活センターへの消費者相談の件数を前（画面）にグラフを出しているのですが、平成9年度、相談件数が40万件を突破しましたというように、消費者被害相談というのが、急激に多くなってきたというそういう時期がありました。それから、借金で家計が破たんしてしまって、自己破産の申立てをするという人が、平成10年に全国で10万人を超えたというひどい状況がおこったりしています。あるいは自ら死を選んでしまう「自死」についても、平成10年に全国で3万人を超えてしまったというような状況がありました。

このような社会背景の中で、様々な相談というのが、弁護士さんのところだけじゃなく、私たち司法書士のところにもやってくるようになり、私たち自身もこのままではいけないという危機感をもって、それで、各地の司法書士たちが「法教育」をしなくては、若い子にいろいろなことを伝えなくては、という思いでこの活動に取り組みだしました。そういう中で、平成15年以降は「法教育」の考え方を取り入れながら発展してきたというのが私たちの活動です。

その「法教育」ですが、平成15年に法務省に「法教育研究会」が設置されて、その委員に司法書士からも、先程メッセージをいただいた福島の高橋さんなのですが、委員として選任されまして、審議に参加されることになったと。そういう国の大きな動きがありまして、この時を境にして多くの司法書士が「法教育」という言葉を知り、また考えるきっかけにもなりました。

この法教育というのは、アメリカの Law-related Education = 法関連教育というのでしょうか、それについての法律ができて、「法律専門家ではない人々を対象に、法・法形成過程・法制度、これらを基礎づける基本原理と価値に関する知識と技能を身に付けさせる教育」です、というような定義がされて、そのままという形ではないのですけれども、アメリカでは法教育がされているらしいよということで、1990年代に日本の社会科教育の研究者の人たちが「法教育」という日本語訳を付けて日本に紹介をされました。こういう社会科教育の研究者たちの法教育の構想というのがひとつベースにありまして、弁護士会や司法書士会あるいはその有志によって進められていた「司法教育」、これは法律の実務の現場にいる私たちが必要感・危機感をもって、その問題意識から出発したということがあります。学校教育の現場の中で法に関する教育を変えていこうという流れ、あるいは相談実務の現場でそういう思いを持っていた、そういう「現場発」の法教育という流れがある中で、外側からこれを推し進める形になったのが「司法制度改革の要請」というものがありました。これは、ご承知のとおり、事前規制型の社会を事後救済型の社会に転換しようということで司法制度改革が進められてきたのですが、その条件整備のためには「司法教育の充実」が必要なのだ。政府の大きな意向があって、その中で出てきた改革の要請というのがあった。ただ、ここで注目していただきたいのは、この元々からあった、社会科教育学の中の研究の成果ですとか、あるいは弁護士会・司法書士会が行ってきた、実践をしてきた成果ですとか、そういうことも、司法制度改革の要請の中で生まれてきた法教育の研究に意見を出す、意見を反映させるという形で、そういう努力をして、法務省法教育研究会の中でいろいろ議論が重ねられたところです。この成果をうけまして、翌年には法教育研究会の「報告書」というのが出されまして、それが今、みなさんがよく耳にされるようになった「法教育」のベースになっています。その後、法務省の方では、法教育推進協議会を設けられたりですとか、あるいは、学会もできて「法と教育学会」というのですが、2010年に設立されるに至っています。

そのような中で、私たち司法書士の活動も、法教育の考え方を取り入れながら、年々活動を充実させてきました。前（画面）にでていた表は、日本司法書士会連合会のウェブサイトにも掲載されているのですが、1999年度（平成11年度）から、2010年度までにどのように講師活動の実施校数が増えてきたか見ていただければと思います。この活動に取り組んでいる司法書士会の数も当初の23会から42会の取り組みにまで広がってきました。

当初は有志がボランティア的に一生懸命やっていた時期もあったのですが、司法書士会や日本司法書士会連合会が会の事業として公式に活動するようになると、一方では課題も出てくるんですね。たとえば、法教育活動をするということになると、担当の部署ができるのですけれども、その部署の理事さんですとか、委員さんなど役職の方が交代すると、次の役職についての方との間で経験交流ができなかったりですとか、経験の蓄積がうまくいかなかったりですとか、そういうことがあったり。あるいは事業としてやっているのでも、毎年その年の事業計画を立てて、それに基づいて予算を取っていくのですが、事業計画の承認手続き中には新規の事業ができなくなったりします。あるいは、「こんな授業をしたいのですが協力してくれないですか？」ということをお学校の先生方やグループの方が言ってこられたとしても、その協働作業を進めていくには会として取り組んで良いのかどうか、この学校だけどうしてやるのかとか、このグループには協力したが、他はどうするのかとか、理事会の承認がいるようになります。各会で事情は違いますが、そういう役職者を説得しなければならぬとか、そんなことが会によっては出てきて、かえって司法書士会が公式に会の事業として取り組み出したがために、機動的に動くことがなかなか難しくなってきたりとか、そういうことも出てきました。

あるいは、(画面に)地域間の格差・温度差と書いていますが、大阪のようにこじんまりとした府県であれば、たとえば午前中に授業に行っても、午後には帰ってきて仕事ができるという、そういう地理的な環境に恵まれたところもあるんですが。たとえば都道府県によっては、離島の学校に行って講義をしようと思ったら、一泊しないと無理だと。そうするとその前後で二日間仕事を休まないと講義には行けませんよという、いろいろと制約がでてきたりするんですね。会の所属司法書士の人数にもばらつきがありまして、大阪のように2300人も会員がいるところから、数百人という会もありまして、そんな中でだれがこの活動を担っていただけるのだろうかという、なかなか難しい問題も出てきます。あるいは、司法書士にも、いろいろな課題が毎日現場で起こっておりまして、いろんな課題に日々取り組んでいるんですけれども、現場で最新の事件にぶちあたって積極的に対応をしている司法書士が、今、本当にホットな話題を抱えて学校に行こうと思っても、今現在困っている人のことを解決するのて手いっぱいになってしまって、なかなか教育現場に伝えることができないという問題も出てきます。

あるいは、司法書士が高校に行くんですけれども、そこの先生方と思いを共有しているのだろうか、もうちょっとわかってもらえてないんじゃないだろうか。もっと学校の先生方とお話ししたいなとか、他の職種の方々はどうな教育活動をしているのだろうかとか、そういうことも情報として知っておきたいよねということで。いろいろこのようなことを解決していくには、やはり「司法書士会」という一つの組織だけでは「壁」になっているんじゃないかという思いがあって、それならば誰でも参加できるネットワークを作ろうじゃないか、ということになりました。

2007年の4月に、現在福島県司法書士会の会長をされている高橋文郎さんに代表になっていただいて、法教育に取り組んでいた全国の有志の司法書士が簡単なホームページを立ちあげて、司法書士会の組織にとらわれずに、そして司法書士だけということじゃなくて、学校教育にかかわっておられるいろいろな方、興味関心のある方、学校の先生にも賛助会員になっていただきながら、いろいろな取り組みをしていこうということで、参加の呼びかけを始めました。(画面の)「ゆるやかに、気長に、そして楽しく！」というのは、高橋さんが考えた当ネットワークの合言葉なのですが、ここには息長く、少しずつの歩みでも同じ思いの仲間が集まって、そして何よりも楽しくなければ続かないよね、ということで、そういう活動を続けていきたいと思います、そのような願いが込められているかと思えます。

当初は「うちのホームページをいつでも、時々、見に来てください」というような、ウェブサイトを紹介した緩やかなサークル活動でしたが、2008年1月には会員総会を開きまして、団体としての規約を定めまして、2008年4月からは、役員・事務

局体制を整えて、会費も設けて今に至っています。

ではレジュメの二番目ですが、司法書士法教育ネットワークが取り組んできたこと、その成果と、それぞれにどのような意義があったのかということを見てみたいと思います。大きくは、法教育の情報発信、交流のための機会を作ってきたというのが一つの柱、もう一つが「法教育」そのものを私たちなりの言葉で噛み砕いて紹介をしていこう、あるいは教材を作って提供していこう、実際に教材作りをしてきたという、この二つの大きな柱があったと思います。

まず一つ目ですが、情報発信と交流のための機会を折に触れて提供してきたということです。法教育の最前線の情報ですとか、おもしろい授業の取り組みとか、そういういろいろな情報をお伝えしていくには、何と云っても顔を合わせて直接「対話」をして知っていただくというのが一番。司法書士同士もそうなのですが、教師のみなさんがどんなことを普段考えられて、子どもたちに向き合っておられるのか。あるいは、他士業の法律専門家のみなさんがどんな取り組みをされているのか。そういったことも伝聞情報としてお伝えするよりは、実際にこの場に来ていただいて、お話しを聞いていただいて、意見交換をする。これが一番だと考えました。

それで、2007年8月、京都の「きらっ都プラザ」での創立記念シンポジウムを皮切りにさせていただいて、定時総会の開催に合わせて記念研究会を3回、これまで合計4回の大きな取り組みを開催してきました。

創立記念シンポジウムでは、『高校生・若者の今、そしてこれから ~今、求められる「法教育」とは~』というテーマで、中学と高校の教師の皆さんに発表者になっていただきまして、司法書士にとっては、過去おそらく全国的にも初めてだったと思うのですが、偉い研究者の方を呼んでくるというのではなくて、実際に現場で今、生徒さんたちと向き合っている、実践をされている教師の皆さんに登壇していただいて、普段の中学生・高校生の様子ですとか、あるいは学校の教師の皆さんがどんなことを考えていらっしゃるのか、ということ意見を交換できる場を作ることが出来ました。(画面)左の写真は、いろんな議論を受け、グループでディスカッションをしていただいている光景ですが、このようなことも、司法書士会の行事としては初めてではなかったかと思えます。

第1回定時総会記念研究会は2009年ですが、『若者労働者の現実と“労働”の法教育 ~教育現場と労働相談の現場をつなぐもの~』というテーマで、労働基準監督署の職員の労働組合の方、実際は労働基準監督官の方ですが、それと社会保険労務士さん、高校の先生方に登壇していただきまして、実際の若者の相談が、現在どんなことになっているのか、あるいは教育の現場で、労働ということについて考えていること、専門家としての社会保険労務士・司法書士がそれぞれどんなことを考えて労働のことを教えようとしているのか、そういった問題意識をつなぎ合わせながら、そこから見えてきた労働の法教育の必要性というのを考えたり、また私たちが考えていることを発信する機会を作ることが出来ました。

第2回定時総会記念研究会では、『法教育の教材開発と法律実務家の役割』をテーマにして、現在ネットワークが研究顧問をしている「関西法教育研究会」という京都の先生方を中心としたグループの小・中・高校の教師のみなさんにご登壇いただきました。それぞれの学校の児童・生徒の様子も含めて実践報告していただき、これからの法教育の教材開発についてみんなで意見交換することができました。

昨年の第3回定時総会記念研究会では、『今、司法書士が法教育で伝えたいこと ~ “新しく”なる学校教育への提言~』というテーマで、学習指導要領の改訂があったという情報をお伝えしたほかに、これを機会に普段私たちが考えている日頃の活動や、業務の取り組みの中で考えていることで、実際に学校で(授業として)取り上げてほしいと思っていることにはどんなことがあるのだろうということを、様々な分野で活躍されている司法書士4人の方から、内容を語っていただき、それを受けて高校の教員としてどんな授業が展開できるだろうかということを考えていただけるような意見交換の場を作らせていただきました。

以上の各研究会の様子ですが、ネットワークのホームページにそれぞれ報告ページを作っています。創立記念シンポジウムにつきましては、実況中継DVDを有料で配布しました関係で要旨のレポートのみですが、記念研究会の3回については、昨年までに速記録を全部作成しまして、それぞれ掲載しています。したがって、その場に参加いただけなかった皆さんにも、当日どんな報告や議論があったのか、その雰囲気をもそのまま直接読んでいただけるようになっています。

これらの研究会は、いずれも京都で開催してきました。役員・事務局の大半とか、賛助会員の多くの皆さんが近畿地区にいる関係で、なかなか京都を離れていろいろな遠方の地域でみなさんと「対話」の機会が作れないということが、現在の私たちの悩みの種なんですけれども。こうして私たちが「対話」をする、情報交換・意見交換をする、そしてみなさんと交流するという機会、この魅力といいますか、こういう集合して「対話」する魅力をできるだけ多くの皆さんに直接伝えたいということで、2010年3月に愛知で開催したのを初めにしまして、東京・岡山・福島とこれまで4か所で、地域巡回交流会を開催してきました。

この地域巡回交流会は、地元だけではなくて各地の司法書士、そして司法書士以外の教師のみなさんや一般の方も参加できるような形式にさせていただきたい、それから現地で会場設営や広報や資料作成などの準備をお手伝いいただきたいと。これだけお願いできれば、形式や規模にこだわらずにどんな形でもOKですよと、飲み会もOKですよということで、開催地の各地の会員の希望やご協力いただく地元の司法書士会の希望にも応じて企画を実施させていただいています。

たとえば愛知では、大阪・京都の教師の皆さんにもご参加いただきまして、実践報告会といった少人数のゼミ形式のような小規模の集会をしました。東京では、東京司法書士会との合同開催という形で、関東地区のみなさんを中心に各地の活動の交流会という形になりました。画面のこの写真の左上は岡山の交流会ですが。岡山では、岡山県司法書士会の後援で、「法と教育学会」に所属されている岡山の研究者の皆様をお招きして、シンポジウム形式で行いました。

画面の下は、昨年10月に福島県司法書士会との共催で開催しました地域巡回交流会の様子ですけれども。地域巡回交流会の取り組みでは初めてなんですが発言録を作成しまして、ネットワークのホームページに掲載しています。震災後の大変な状況の中で、福島県司法書士会のみなさんが、法教育とか相談活動の中でどんな活動をされているのか、そのことがこれからの法教育活動にどうつながっていくのか、ということ議論させていただけたかと思えます。またお暇な時間にお読みいただければと思っています。

この他にも、愛知県司法書士会の法教育シンポジウムや、広島司法書士会が毎年開催されている親子法律教室、また、全国青年司法書士協議会の全国研修会で法教育分科会がありましたらその企画について、後援という形でサポートさせていただいています。画面の右上は、全国青年司法書士協議会の大阪全国研修会で、右下が宮城の全国研修会です。こういう形で、講演資料も作成させていただきました。

二つ目は、法教育の紹介、推進に努めてきましたということですが。この間、有志のみなさんにご参加いただきまして、「教材検討会」を組織しました。私たちが考える法教育とはどんな教育だとか、それを伝えるためにはどんな教材を作っていたらいいのだろうかとか、あるいは教師のみなさんの授業や、司法書士講師の講師活動のヒントをどうやって示していったらいいのだろうか、そんなことを整理していきました。

その中で、まず法教育というのは、法教育研究会の報告書ですとかいろいろな研究者の見解をもとにして、「法律専門家を養成する法学教育とは別に、一般の市民や児童、生徒にとって必要な、基礎的な『法的リテラシー』を養成する教育」だということを確認しました。では、どんなことが基礎的な法的リテラシーですかといいますと、私たちが長年の法律教室活動を通じて、若い人たちに身につけてもらいたいと考えてきたこと、基礎・基本・判断材料となる法律の知識ですとか、あ

るいは、相談機関・専門家・司法制度にアクセスする力の育成ですとか、あるいは、もっと言えば消費者・権利者としての主体的な行動につながるようなそんな力を養成していくことですか。つまり「法的な疑問や被害を感じた時に動ける力」を育てたかったんだ。これが私たちが考えてきた「基礎的な法的リテラシー」なんだと。そのことをいろいろな教育活動の中で学んでもらおうと、この（画面の）フローチャートのように、原則はどうだったかなというところから物事を考える。たとえば、労働基準法という法律があって、労働条件について守ってくれる法律があったよね、その原則となるのは日本国憲法 27 条という原則があって、じゃあそうしたら自分の労働条件はおかしいけど、こんな法律があるんじゃないか、あるかも、ということで、ちょっと調べてみようとか、自分でわからなかったら専門家に相談してみようとか。そういうふうなことを原則から考える力とか、あるいは最低賃金法という法律があったら、「最低賃金を割っているんですけど」といって要求する、法律を使うこととか、最低賃金は守ってもらっているんだけど、残業手当が支払われていないということだったら、「私はこれだけ働いたはずなのに」と交渉したりですとか、法律が無いという場合でも、それで我慢するのではなくて、これでは労働者の権利が保護されていないということならば、必要なら法律を作っていきますかというような考え方もしていこうということで、いろいろな法的な疑問や被害を感じた時に、このように考えて行動する力を育てたいねと整理していきました。

このような成果をもとに、新しい教材を開発してきました。今日、フロアでも販売しているのですが、一つは右端の『労働の法律講座』という教材セットCDを開発したりですとか、あるいは講師活動をしている方々とか学校の先生方に、私たちが何を伝えたいのか、実際に知っていただくということで『深めよう！ 広げよう！ 青少年のための法律講座』、通称・消費者教育ガイドブックと呼んでいます、これを今までに開発してきました。

この4月には、これは（実物を）ダウンロードしたのですが『中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で 法 と親しくなろう～「身近な消費生活」の学び方～』です。この春から中学校の教科書が変わってしまっていて、家庭分野のどの教科書にも「身近な消費生活と環境」という単元ができました。そこに書かれている内容が、とても良く書かれているんです。この記述内容をつかって、契約の成立のこととか、どのように解説していったら子どもさんがわかりやすいのだからということで、考えて、開発した教材です。これは事務局スタッフの小牧と田實と古川で作らせていただきました。中学生向けと言いながらもなかなか難しいといわれているので、これからワークシートですとか、もっと簡単に読み取っていただけるようなものを開発しようとしています。こちらは無料です。いつでもダウンロードして使っていただけるので、気に入ったところがあればご活用ください。

このような教材を開発してきたほかに、私たちの考え方をわかっていたかどうかということで、雑誌の方から原稿の依頼がありましたら執筆者を推薦させていただいたりですとか、あるいは実際に役員・事務局が執筆を担当したりして対応してきました。「法律新聞」ですとかその他メディアの取材にも、西脇会長を中心として積極的に対応してきました。こうして「法教育の紹介・普及・推進」にも努めてきたのが、このネットワークの取り組みです。

このように、私たちはいろいろと活動を進めてきましたが、私たちの法教育の仲間作りには「対話」があった。言葉が適切かどうかはこの後の議論でも深めていただければと思いますが、私たちがいろいろと活動してこれた、あるいは成果を上げられたという原動力や背景には、「対話」があったのかなと。たとえば大阪だったら大阪の同じ学校に行っている司法書士同士が、より良い法教育活動をするにはどうしたらいいのだろうか、というような「対話」をしたりですとか、あるいは教師のみなさんと相談をしながら授業をつくっていったり、あるいは他土業の法律専門家の皆さんはどんな活動をしているのかということを知り合ったりですとか。たとえば大阪だけでなく大阪を離れて、他の都道府県ではどんな法教育がされているの

かとか、その他の地域のみなさんとの「対話」ですとか。そのような中で、様々な垣根を取り払ったアイデアが生まれて活動が生まれてきたんだなということを考えている次第です。

敢えて（画面で）「根っこ」という書き方をしたのですが、たとえば木があって、これ（画面の図）が子どもたちの力を育てていく木だとしたら、子どもたちの現状についていろいろと考えていらっしゃる学校現場の先生方がいらっしゃる。一方、私たち法律専門家は実務の最前線で、学校を卒業してきた卒業生のみなさんを目の前にして、こんな力がついてないよねとか、こんなことがあったよねとか、いろいろなことを考えてきたと思います。それが「対話」という形でつながることで、法教育の充実が図られてきているのではないかと。これが育っていく中で、本当に「法的な疑問や被害を感じた時に動ける力」を身につけた市民が誕生していけたらなど。そのような大きな大木に育つように、この「対話」が広がっていったらなど、そんなことを考えています。

こういうことを私が考えるというのは、実は私は教育学部と法学部を卒業して、教員免許を持ちながら司法書士をしています。こういう自分の属性というものを考えた時に、教師と法律専門家の考え方を通訳してつなぎ合わせて新しいものを作りたいとか、教育学と法学の成果をつなげていくことができないだろうかなど。「学際的な研究分野」というんですけれどもそういったことをすごく意識して、これまで活動してきたし、そういう活動ができるのも、このネットワークだったからじゃないかと思っています。（画面の図では）矢印で対立しているように見えますが、そうではなくて、こういうところをつなげていきたいという趣旨なのですが、教育学と法学、あるいは教師と法律専門家、今、私や近畿司法書士会連合会でやっているのは家庭科と社会科（高校は公民科ですけれど）、家庭科と社会科のやっていることを結び合わせたいとか、あるいは皆さんが相談実務の中で、福祉の現場と教育の現場とをつなげていかないと相談が解決できないよと、そんなことを感じておられることがあるかもしれません。このような複数の学問と学問ですとか、研究分野同士でまたがる研究分野＝学際的な研究であったりですとか、そこでそれぞれの専門を深めていらっしゃる方の接着剤のような役割を果たしているのが、このネットワークなんじゃないかと、そんなことを考えています。

これからのネットワークですけれども、人と人との輪とか、相互の新しい発見ですとか、あるいは新たな取り組みがこれからいろいろな形で生まれてくると良いなと思っています。今日は「対話」という言葉をキーワードにして、4人の方にご登壇いただいて、おもしろい実践報告、お考えなどを聴けるかと思っています。これまでのネットワークの歴史を振り返っていただいて、かつ皆さんの先進的な実践報告も聴いていただきながら、これからの司法書士法教育ネットワークの歴史を、みなさんと一緒に深めていけたらなど。法教育の取り組みを深めたり進化させたり、レジュメには「進化（深化）」と書いていますが、そのようなことを皆さんと一緒にやっていけたらなどと考えています。

以上で、私の方からの報告を終わらせていただきます。

古川

小牧さん、ありがとうございました。各都道府県の司法書士会という枠組みとは別に、このネットワークだからできること、このネットワークにしかできないことの可能性がまだまだあるように思いました。これからも、みなさんと一緒に考えていながら、この法教育活動の輪がさらに広がっていけばいいなと、改めて思いました。

（5-2 に続く）

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-2)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(2)

### 司法書士と学校・教師の対話から生まれた実践紹介

#### その1：京都司法書士会と府立高校の「シリーズ授業」実践報告

古川 では、続きまして実践報告の方に移らせていただきます。  
まず最初は、京都府立東稜高等学校教諭でいらっしゃる竹中秀治さんと、京都司法書士会所属で、当ネットワークの事務局次長の浅井健さんにご登壇いただきます。

浅井 京都司法書士会は、昨年、竹中さんがおられます東稜高校にご協力をお願いし、全4回のシリーズ授業を開催しました。このシリーズ授業の実施にあたりましては、高校側の担当の先生と京都司法書士会の委員との間で、綿密な準備や打ち合わせが行われ、協力体制が構築されたそうです。どのようにして協力体制を組み、かつ4回にもおよぶ連続した授業をすることができたのか、いろいろとお話いただきたいと思っています。では竹中さん、浅井さん、よろしくお願いします。

浅井 京都司法書士会の浅井と申します。よろしくお願いします。

竹中 東稜高校の竹中と申します。よろしくお願いします。

浅井 京都司法書士会での連続授業の取り組みということで、レジュメがお手元にあると思います。(配布資料の)一番表に、実践報告ということで書かせていただいている内容と、2ページ目にみなさんに伝えたいこと、授業案は抜粋です。本当をいうと、授業1回ごとにこれくらいの資料を作っていて、4回あるのでかなりの量があるのですが、これを全部くっつけると大変なことになるので、抜粋のところだけ、つけさせていただいております。もし、必要ということで、お問い合わせいただければ、個別に段取りさせていただきますので、よろしくお願いします。

浅井 まず、レジュメの最初の方をご覧いただいたらと思うのですが、連続授業をということで、京都司法書士会の方では、もともと京都府下全高校と大学に対して、毎年6月と11月に、法教育の講座のご案内を出させていただいております。その中で、何年か前からシリーズ授業もやったらいいんじゃないかと。どうしても法教育や消費者教育というのは、年1回、卒業まじかにカリキュラムが空いた時にポコッと、全校生徒を集めてやるような授業ばかりだったので、やはり子どもたちに対しての定着っていうのを考えると、やはり連続でやった方がいいんじゃないかということで。その案内の時に連続授業の案内も毎年出させていただいたのですがけれども、なかなかご応募がなかったんです。今回、竹中さんの所から初めてご応募があったということで、我々としても是非成功させなくてはいかんと、頑張らせてさせていただいたという経緯があります。



竹中さんの方に伺いたいのですが、もともと以前、東稜高校の前任校で、西脇会長と接点があったということをお伺いしたのですが。法教育っていうのは弁護士を講師に招くという発想が中心になっていたと思うのですが、なぜ司法書士かというところを教えていただいたらと思います。

竹中

まず、先程の全体報告で、教育学と法学ということに関係があると発言されておられたんですが、私自身も法学部出身ということがまず1点です。

法学部を出て、法学部を出た人間の仕事の中で、同級生では公務員になったり、教員になったりしていますけれど、誰でも一度は法学部に行けば、弁護士になりたいと一度は思います。実際に、我々が一生の中で関わる法律業の人って、一体だれがいるかと考えた時に、弁護士と関わる人って、意外と少ないと思うんですよ。ましてや裁判官の顔を知っているという人は、簡易裁判所は別ですよ。交通違反ですとか。その裁判所(注・会場の近所の京都地方裁判所のこと)のお世話になる人って、そんなに多くないと思うのです。そうすると、絶対的に自分の人生の中で関係ある法律の仕事をする人って誰かということ、司法書士だと。それを思いついたのが前任の学校で、今から7～8年前でしょうか。ようするに、生徒たちのキャリア教育の一環として、何々になるには、というシリーズの中で、弁護士とか裁判官とかではなく、もっと身近な街の法律家というイメージのある司法書士さんを頼めないかという話をして、最初に京都司法書士会の理事さんのところに単発で電話を掛けました。西脇さんのところにたどり着きました。そのたどり着いたところからスタートして、総合的な学習の時間を考えるということになって、じゃあ何をするかということで思いついて、電話をかけさせていただいたら、「じゃあシリーズでいかがですか」と言われたのがきっかけです。最初は難しい話ではなかったんです。4回できるかとか、1回だけでもなんとかならないかとか。

みなさん、どうでしょう。法務省の法教育が必要だというイメージと、実際の高校生がかかわる法律のイメージっていうのは違うと思います。交通事故にあう子もいるし、自分が事故の加害者になる子もいるし、万引きしたことがあると。そういう子どもたちもいるわけなんです。実際、彼らが関わっている法律っていうのは、もっと生々しいのですね。多くの子がスマートフォンを持っていたり、携帯電話を持っていたりして、ネットの世界で物を買ったりする、そういう中でトラブルがあります。許可を得てアルバイトをしているときでもトラブルとかに非常に無防備です。

目の前にいる高校生が関わっている法律という関係のものは、弁護士や裁判官の人が出てくるものではなく、もっともっと身近なものなんです。ですので、やっぱりお話ししていただくのは、法律の実務者の中でも、一番実務の部分で堪能な方といえますか、多くの国民と関わっている仕事の方が良いだろうということで。テーマも、最初からこのテーマに決まっていたわけではなくて、何度かお話をさせていただく中で、子どもたちに関係するのはこれだ、という形で浅井さんのレジュメに書いてある1回、2回、3回、「契約と消費社会」「インターネット、携帯電話と法律」「労働契約と人権」という流れになっていきました。

私どもの高等学校は、まず1点は勉強を教えることが一番重要な仕事です。いわゆる基本的な英数国理社、あるいは体育、あるいは芸術等のいわゆる基礎学力を基礎学力として認めるのが、育てるのが一番大事な仕事です。ところが、みなさんのお手元の資料(学校案内パンフレット)を見ていただきたいのですが、開けていただいたところに醍醐寺の写真があります。その醍醐寺の写真の下の方に、教育方針「真の自己実現にTRY」をスローガンに「人間力」と「質の高い学力」。「人間力」と「質の高い学力」というのが本校の看板で、これはどこの公立高校でもできることなんです、その中でも私どもは人間関係形成、社会的な規範意識であるとか、人権意識だとか、公共心、コミュニケーション能力、そう

いうものを非常に重要視しています。実際のところ、たとえば法的な機関にアクセスする力であると。それはコミュニケーション能力が基本ですよ。そういった類のものが、私どもの目から見て、本校に限らず今どきの高校生は非常に劣っています。格好良くいいますと、生徒を被害者にしない、子どもたちを被害者にしないという発想が、このお話のスタートではなかったかなというふうに思います。

浅井      そういったお話を事前にさせていただいた中で、最後の授業に「紛争解決と法律」というテーマを挙げさせていただいたのです。個別の法律教室をさせていただいた中で、こうしたらダメだよとか、そればかり教えて、1回単発の授業だったら、「これをしないでおきましょうね」とか、そういった形の授業ばかりになってしまうんです。結局、継続するというところで、基本を教えて、基本をある程度理解していただいて、なんかおかしいなと、まず気づいてもらう力を養う。でも、気づくだけじゃだめですね。さっき言われたように次のアクション、次にどこに相談しに行ったらいいのか、そこらあたりまである程度考えていただいたらなということ。今回の4回目の授業で、我々司法書士会、京都でやった中でも初めての「紛争解決と法律」というテーマですね。実際のトラブルに対してどうやって対処したらいいのか、そういった時にどうするのかということ、4回目の授業の中心にさせていただきました。

レジュメの一番最後のところを見て頂いたら分かるのですが、竹中さんとの打ち合わせの中で、子どもたちがどういう解決をしているんだろうか？ 友達に相談したり、親に相談するとか、先生に相談する。結局それで解決策が見つからず、またややこしいことになってしまうってことがあります。怖い先輩に相談したりする事例とかを、竹中さんに具体的にアドバイスをいただいた内容で作らせていただきました。

竹中      先程申し上げましたように、子どもらは学校の教師よりもはるかに世の中で生きているわけです。どうしても働かなくてはならない時は、ちゃんとした所で、ちゃんとした条件の下で働くのが当たり前なんだということを教えていかななくてはならない。自分がトラブルにあったときに不適切な人たちに相談をする。そういうことを避けたいよねというお話をさせて頂いたら、もっともだとおっしゃっていただいて、それでこういうテーマを設定していただいた。

浅井      そういふわけで、保護者にも講座が必要じゃないかというご提案もいただいて、今年もできればということで考えています。やはり環境的なところもあって、相談するすべがなかなかない。あるいは全然とんちんかんなところに相談に行ってしまうと、かえってややこしくなるという現状があるので、少なくとも相談場所を自分で考えて、おかしいと思った時に、友達とかではなくて、きちんとした所に相談できるように最終的に理解していただいたらいいのかなと思って、4回目で「紛争解決と法律」というわざわざテーマを作ってやらせてもらったということです。

そもそも子どもたちがいろいろ授業を聞いていく中で、当然みなさんいろいろところで授業をされている経験の中で、集中力とか、いろんなところで聞いてもらえていないなというところがあって、なかなか苦労するところがある。当然、東稜高校も普通の高校ということで、就職する者もいれば、進学する者もいる、ごく一般的な学校なんですね。正直いうと、進学校なんかに行くと、聞いてもらわなくても良いような子どもたちが熱心に一生懸命聞いている。本当は聞いてもらわなければいけないような子どもたちはほとんど寝ている、というような中で、せっかくこういう授業を連続させていただく中で、どうしたら子どもたちが聴いてくれるのかなと。竹中さんと打ち合わせしながら、いろいろ工夫しました。

シリーズ授業と言いながら4クラス同じ内容で、同じ日に同じ時間帯でやるということになっています。しかも授業の一環ということなので、欠席者にはビデオをとって、ちゃんとそれを見てレポートを書いてもらうということで、均一の授業をしなくてはならないということがあったんですね。そのようなことがあって、法教育委員会の方で事前に打ち合わせをして、模擬授業も竹中さんに来ていただいて、実施しました。やはりなかなかしゃべるだけで一生懸命になってしまうので、このようなグッズ(注・前のホワイトボードに掲示)を使わせていただいたんです。このあたり竹中さんからお話しいただければと思います。

竹中

司法書士会の先生方には、毎回10人以上来ていただいて、お世話になりました。私の注文でたぶん一番申し訳ないなと思いながら、実は意識していたんですけど。「パワーポイントを使わないでくださいね」と言った瞬間にかなりしんどくなったと思うのです。パワーポイントを使って、これらの説明を全部やると、スマートだし、先に進むし、わかりやすい。でも、絶対誰も聞きません。間違いなく、保証します。ずっと右から入って左に抜けるという感じです。(注・実演しながら)こういうふうにして、これがああだよ、こうだよと立って説明して、ということをごいう形で示すことで動きがありますし、やりながら、その間止まりますよね、話が。止まったときに子どもらは見るんです。ずっとしゃべっていると、絶対にそのまま寝てしまいますから。途中でしゃべるのをやめるとか、あるいは違う動きをするとか、というのはものすごく大事です。だから、すごく手作り感のある授業こそが、みんなに、高校生に聴かせることができる授業だということをお願いして実行していただいたので、まことにありがとうございます。

浅井

こういった形でいろいろとグッズを作りまして、本当いうともっともっとあるんですよ。これ、個別に4回授業それぞれに、小ネタを用意させていただいて、たとえば、これはクレジットカードの模型のようなものとか、あるいは先生方に立っていただいて、(注・首からパネルを掛けて)クレジット会社の人、販売会社役の人、お客さん役の人。こうして出てきていただいて、カバンを購入した時のお金のやり取りであったりとか、そういったのを実際に、パワーポイントではなくて講師だったり生徒でやることによって、子どもたちの集中度が変わってくる。おもしろいことやとるなということだけでも集中するというので。逆に我々も、グッズを使うことによって、子どもたちがこんなに集中してくれるんだなということが、非常に理解できたのかなと思っています。

あと、当然司法書士会がやることですので、司法書士のPRというのもさせていただかなければいけないのかなと。それで、法律関係者で一番アクセスするのが多いのは弁護士・裁判官・検察官より司法書士が多いんだよということ。たとえば家を買うというところに司法書士が出てくる。もし不動産を持っている人が亡くなって相続となれば、司法書士がでてくる。そういうことで、まず司法書士が何をやっているのかということをお初めに少し5分くらいお時間をいただいて紹介させてもらう。そこでも工夫をしなければいけないということで、不動産登記の紹介の時には学校の(土地の)登記簿を見て頂いて、これは誰のものだということを見て頂いた。あと商業登記ではジャニーズ事務所の(登記簿)謄本をつけて、「これ、キムタクがもし社長になれば、キムタクの住所がのるんだよ」と、そんな話もさせていただきながら、こういったことをやっているんだなとイメージしてもらう。あと、裁判事務とか後見がありますが、ご自宅の中で高齢の方をかかえておられる生徒さんもしらっしゃるんで、また福祉関係に進まれる方もおられるので、こういった後見制度というのがあるんだよと、それも司法書士がやっているんだよということを紹介させていただきました。このへんは司法書士のPRなので、あまり時間をとると「契約」のところに入っていけなくなるのですが、これも担当が考えながら一生懸命させていただきました。

あと、このようなグッズの活用以外に、事前授業という形でご協力いただきました。「契約クイズにチャレンジ」とか、携帯でしたら「携帯・インターネットクイズ」ということで、クイズを出させていただいて、それを授業の時に必ずこれを(黒板に)貼って、契約の解説の中で答え合わせをしていきながらさせていただいたということです。事前に先生に苦勞していただき、事前に答え合わせ、回収までしていただき、統計を取っていただいて、どこがよく間違えたかということまでフィードバックしていただいてから、我々が授業をする。結構ご苦勞だったと思います。

竹中 数としては、4クラス160人くらいのことですので、たいしたことはないのですが。ショートホームルームで、担任の先生に配ってもらい、やってもらうんです。担任にやらせて回収して、集計まで取ってくれとはいえないので、「集計は私がやりますからお願いします、渡してくださいね」とやって集計して、「意外にこれできてませんでした」と言って話を(司法書士会に)お返りする。それを3回やって、ロングホームルームは金曜日ですので、火水木の3日間に1回ずつやって、今週の金曜日にこれがありますよと、生徒に毎日言うておくんです。1回目はともかく、3回4回となると、生徒はだんだん慣れてきます。

浅井 毎週金曜日が授業だったので、その週の前半にこのクイズを子どもたちに配ってもらって、それで「金曜日に来るんだな」という認識をもってもらったうえで、我々がいくという形でさせていただきました。

打合せで、パワーポイントを使わないということと、レジュメを配らないということをおっしゃったんです。我々はレジュメを配って授業をするのが通常だったのですが。そのあたり竹中さんどうなんですか？

竹中 パワーポイントと同じで、レジュメなり書き物を配ると、もうそれを見てしまって聴かない。まことに人間というものはありがたいもので、一つの情報の出所を一つしか認識しようとしません。我々でもそうです。同じものを配ってもらうと、それを見るか、なかったら前を見るということになります。究極は落語だと思っています。何ももたせず、なにもせず、なにも具体的なものなしでうどんを食べたり、手紙を読んだりします。要はそういう形が理想的なんです。先生方に本当に申し訳なかったのですが、パワーポイントは使うな、レジュメは渡すな、話術だけで行け、とこういうことを言って。なんとえらそうなことをいってるんだろうと思うのですが、子どもらは、やっぱりそうだったなと思うのです。

私が一番恐れたのは、1回授業をやって、2回目以降、もうこの子たちのところにはいきませんと言われるのが怖かったです。本当に心から感謝するんですが、その子どもたちが感想文を書いた時に、少なくとも8割以上の子どもが「わかった」と答えるんです。少なくとも「わかった」「よくわかった」「ある程度わかった」が8割以上です。つまり1人、2人の子どもを除いて、ほぼ全員が「役にたった」と答えるんです。ということはわかっているんです。なんとなくだけど、こういう話は良かったなと思えるのは、パワーポイントを使わない、ものを渡さない、グッズでやる、手作りですということが功を奏したと思います。

浅井 実際、生徒さんの前でしゃべるといのは、我々は落語家でもないんで、子どもたちをひきつけるというのは難しいところはあるのですが。内容的なところで、事前に竹中さんに吟味してもらい、必ず模擬授業を事前にさせていただきました。各1回ずつ。実際に学校に行って、他の先生方や、教頭先生にも見て頂いたりとか。竹中さんに実際にここ(司法書士会館)にお越しいただいて模擬授業を見ていただきました。

その中でいろいろなご指摘があり、言葉遣い一つとっても、配慮しなければな

らないところがある。よくお父さん、お母さんと言っているケースもあれば、保護者ということもあります。保護者が良いだろうなと思っていると保護者もだめだと。「おうちの方」という言い方にしてくれとか、いろいろ変更しました。実際、環境的なところがいろいろと違う。連続授業の中で、家族法的なところも入れようかと思ったのですが、あえて外さなければいけないなど。竹中さん、ちょっと、この辺の補足をいただけたら。

竹中

保護者、お父さん、お母さんの言い方の話なんですけれどね、みなさん、どうでしょう？ みなさんが取り扱われるお仕事の中で、夫婦一緒にそろって来られる場合と、片方だけの場合と、子どもたちの問題の場合、いろいろあると思うんですけれど。私どもの仕事の中では、最近特に多いのは、どちらか片方というのが最近多くなってきています。

お父さん、お母さん、と言うより「おうちの人」と言った方がよいだろうと思うのです。その言葉を聞いたら、後は自分で勝手に考えてくれるので、それで良い。子どもによってはそれはおじいさんであったり、おばあさんであったりします。そのような言葉一つ一つが難しいかもしれないのですが、私たちも気をつけなければいけないことは、外から来て話していただく先生方にも気をつけてもらわないといけないということをお話ししました。

浅井

実際、離婚されている家庭や、両親がいらっしゃらなくて、おじいさん、おばあさんに育ててもらっている子どもたちもいるということなので、そのへんは省きましょうかということで、こういうテーマにさせていただきました。

やはり基本となるのは、そういった内容について、司法書士だけが考えるのではなくて、先生方も一緒に入っていて、我々が考えた案に対して実際に模擬授業をやらせていただいて、そこで、違うところを修正していただいて、というのをきっちりさせていただいたのかなと思っています。

先程、子どもたちの集中力というお話をさせていただきましたが、私もいろいろな高校に行かせていただいているのですが、講師として初めて行った高校で強烈な印象を受けました。最初に行った学校は学年全体で、卒業まじかに卒業生が全員集まってやるような授業でした。寝ている者もおれば、レジュメを紙飛行機にする子も実際にいました。東稜高校では一つのクラスの中で、そんな状況になるのかなと、ちょっと不安でした。竹中さんに「絶対聞きませんよ」とか「場合によっては、失礼なことがあるかもしれません」と大分脅かされていました。

実際に目の前に立って、午後の5時間目、眠たい時間、ご飯を食べた後の時間に我々が行って。でも1回目は結構集中力があつたんです。私は4回連続で1組で授業をさせていただいたのですが、だんだん子どもたちは慣れてくるんですね。慣れてくると、普通、部外者の講師が来るといって緊張して最初は聞くのですが、教壇に立って授業が始まったとたん、教壇の目の前に座っている子がすっと寝るんですね。この子をどうやって起こそうかなと思って悩みながらやってたんですけれども。でも実際、子どもたちは寝ているようで、意外とよく聞いているなと思いました。寝ている横でずっとしゃべっているような感じがするんですが、感想をあとで見せて頂いたら、よく具体的な細かいところまで感想を書いているなと思いました。特に、ヤミ金の話なんかをして、ヤミ金の取立ての話をする、むくっと起きだしたりして。アダルトサイトの話になると、興味津々になってきて、「えーっ、先生それあかんの？」と急に絡んで来たり。一番興味ありそうなテーマ、興味をそそるような内容を先生の方で考えていただいて、それに対して話ができたのが良かったかなと。

それと、労働ですよ。これは私語が多くなりました。「うちはこうなんだ」「うちはこうなんだ」という状況になって、「先生、これはどうなの？」と個別の質問を受けたりしました。進学校だと、基本はアルバイト禁止なので、「労働」

という一般的な知識として聞いているよという感じなのですが。実際にアルバイトに行くと、「えっ。(夜)10時以降あかんの?」と。「一体今、いくつやねん?」と、子どもたちも正直な話をしたりするんですが。そういう実践的なところ、具体的なお話、子どもたちの感想があったら、お話しただけないでしょうか?

竹中

実際は、許可制でアルバイトをしている生徒がいますから、仕事先で頼まれていろいろなことをすることが、当たり前だと思っているんです。「ホンマはこれは違うねんで」ということを違う人からいわれたら、「やっぱり、そういえば何かおかしいな」と思うこと。それを自分で感じさせるというのが、ある種の目的だったのかなと思います。

本当に先生方にご苦労をかけて、個別の質問やら、勝手に寝とるやら起きとるやらわからんやつらを相手にしゃべったなと思われたでしょうが、本当に子どもには意識として残っていますので。その残っていることを、あの子どもたちはどこかで何か役に立つだろうというように考えております。

浅井

私はいつも(講座で)しゃべっているのですが、4クラス同時となると、なかなかしゃべりなれていない司法書士の先生方にも行っていただいて、事前授業をするなど、なるべく標準化した形でさせていただきました。

去年は委員会を18回開催して、17回をこの教材作りに費やして、たまたまうまくいって、司法書士会として協力体制もあったからというものもあるのですが。先生側のご苦労というか、まずこういったことができる背景が、たぶん教育委員会との関係とかであったと思うのですが、教えていただいて良いでしょうか?

竹中

一番最初にも申し上げましたが、予算がつくかどうかということがわからなかったんです。お願いに行った段階では、やる年度の前の年にお願ひに行っているんで、来年度予算がつくかどうかは全く分からない。予算が、交通費を含めてわずかでも日当のようなものをお支払いすることができたのは、その予算が付いたからです。予算がつくかどうかというのは、(予算が)ついたから計画を立てますというようなことでは間に合わない時期にしかできませんので。お願いして「すみません0円ですでもいいですか」と言い続けて、「それでもいいですね」と脅迫するように言い続けて、それでうんと言ってもらって、で、「予算がつかました、ちょっとですけど」というと喜んでいただいて。

何が一番しんどかったか?という、私は個人的にしんどかったところはありません。まったくありません。それはなぜかという、非常に協力していただいたから。個人的にしんどくなるのは、先程申し上げましたように「この生徒さん達には無理でしょう」という一言が一番怖かったです。1回やってみて、「この子たちには必要ではないのでは?」とか、「この子たちでは理解ができないでしょう」とか、言われるのが怖かったですね。それを言われずに、忍の一字で、4回やっていただいたのは本当に頭が下がるというか、ありがたいの一言です。

あともう一点、私自身がもうちょっとやれれば良かったなと思うのは、担任がもう少し教室の中で一緒に入れなかったかなと。「総合的な学習の時間」といっても、この2年生については担任が主催しますので、実際に他の時間は担任がしゃべったりしているんで、担任同士が交替してしゃべったりしていますので。担任がもっと先生方とお話しして、自分のクラスはこのようだとか、事前の打ち合わせができなかったかなと。基本的に僕だけが右代表で出ていた形になりますので、自分が先生方のお話を担任に伝え、学校の先生方も私から聞いて、だから、どちらも通訳が入っているのです。そうすると、担任がちょっとこうすると良いかなと思っても、私の思いで勝手に変えて伝えているんです。(司法書士の)先生方の気持ちで、これは困るなということも、私の眼鏡を通して担任に伝える

ので、本当に正直、この二つがつながっているとは言えないかもしれない。本当にこの二つがつながったらうまくいくのでしょうか、その場合はうまくいかない例も考えられますよね。ですので、そのあたりで、学校の組織を、そのままこの講座授業にきっちりとしてはめ込んだという力が私にはなかった。そのあたりが私には苦しかったかなと。ただ、ポイントポイントだけは一生懸命おさえて、実施できたかなと考えています。

浅井 1回目に、我々がこのシリーズ授業が初めてということで、いろいろな報道で宣伝されたり、教育委員会で宣伝すると、府会議員さんとかもこられたり、かなり大変だったと聞いています。

竹中 府立学校に府会議員が見に来るなんて、一見当たり前と思わはるかもしれませんが、滅多にないことです。それは当然です。司法書士による連続法教育講座を今まで誰もやっていなかったのですから。おかげといいますか何というかおまけがついて。府議会の方から本校の生徒に対して、「あんたたち法教育やったんだから、法律がどうやってできるのか、ナマを見たくないか」というお話をいただいて、たぶん府議会史上初めて、高校生の集団傍聴をさせていただきました。あの子たちが府議会の議場に入って、議会を見学させていただいたという大変光栄なおまけがつかしました。その点では、非常に面白かったです。

浅井 そういうプラスアルファもあったということで。そういう形で連携してさせていただいたということなんですが、今年も秋くらいから、また連続でということで、3クラスでさせて頂こうかなということを考えています。竹中さんがおっしゃっておられた担任の先生方の協力ということで、できれば入り込んでいただいて、クラスの中で絡みながらやっていけるのが理想なので、そんな感じにできればなど。今後打ち合わせでできればやっていきたいと思います。

竹中 今年は担任が3人なんですね。その3人の担任たちと何かできないかなと思っています。もう一つは去年敗れてやらなかったことで、本校の進学クラスが3クラスあるのですが、国公立大学に行くような子どもがいるクラスで、じゃあ、今度はその子らに何ができるんだろうなど。もう一つは、このパンフレットを見て頂いたら分かるのですが、本校はキャリア系のコースがあるんですね。ウィンドサーフィンをやっている子の写真があります。毎週ウィンドサーフィンやっているわけではないのですが、ウィンドサーフィンをやっている写真ののっていたり、下の方に赤ちゃんを取り囲んで何かやっているような写真がありますよね。この子たちは「ライフサポートコース」と「ライフスポーツコース」といって、普通科の中の特別コースで、将来的には例えば保育士さんになりたいとか、看護師さんになりたいという子が集まってきたり、あるいは運動系クラブの子ばかりを集めているクラスがあったりします。いわゆる普通科の中でもちょっと普通科じゃない、そういうコースをおいてますので、その子らにその観点で何ができるのかなと。ということも含めて、今年度は、2年生を対象にしているのですが、すべてのクラスで最低一回はお世話になればありがたいなと、そういう打合せをはじめていきたいなというふうに考えているところです。

あと、最初に話がありましたように、PTAを動かして、親にしゃべりたいなと。PTAの会員である教員と保護者にこういうことをやっていて、かつこういう意義があって、かつこういう内容でやっているから、みなさんの役に立つんですよということを周知していきたいなというのが、私の目算というか、考えているところです。また協力をお願いできたらいいなと、考えています

浅井 それについては、京都司法書士会の方で、また頑張って委員会の回数を増やし

ていきたいなと、そこに（注・会場内に）委員長がおりますけれど、やっていきたいなと思いますけれど。

実際、進学する子どもたち、あるいはキャリア教育的なところでやられている子どもたち、あるいは今の一般の生徒と、それぞれにターゲットが違うし、それぞれの理解や目的が違うので、そのあたり個別に同じ2年生であっても内容を変えていきながらやっていかなければならないのかなと思っています。実際、私の娘も高校3年生で、同じような普通の高校に行かせていただいているので、子どもたちの様子を聞いていると、うちの子もこんな感じなんやろなあ、よくわかる感じです。ただ、やはりこの子たちに、どうしても印象に残ってもらいたいということがあるので、落語ではないのですが、我々も「話術」を磨いて何とか引きつけられるような授業にしたいなと思っています。

竹中さんが東稜高校におられるのでやっていただけるといえるのですが、たとえば、竹中さんが次の高校に転勤された時に、その高校でできるのかとか、あるいは竹中さんが転勤された後の東稜高校で継続してできるのかと。そのあたり、司法書士会ではなくて、そういった移動した先でもフォローしてできるようなことは、司法書士ネットワークの役割でもあるんですが、継続していくためには、どういう工夫というか努力が必要なのか？というところを聞きたいのですが。

竹中 最近、役所関係、府立、県立、市立、どこでも悩みの種は予算化だと思います。予算がつかないと、結局、手弁当ではどうしようもないということがあります。もう一つは、教員側の問題点の共有というのですか、この学校の生徒にこういうことをしたいという問題点は、教員が変わってもさほど変わらない。一つの問題点、課題が数年で解決するということはほとんどありませんから。その課題の解決を目指しながら、その課題をテーマにしたことを毎回やっている。そのことを教員がずっと持ち続けられれば、実はどこの学校でもできるんです。

なぜ東稜高校でできるのかということですが、東稜高校は特殊な学校ではありません。普通の学校です。じゃあなぜできるのかということ考えた時に、うちの学校の教員の課題意識が統一されているということです。これは間違いありません。私が居なくなってもその課題意識が消えるわけではありませんし、「総合的な学習の時間」や、ロングホームルームで、担任が差配しますので、担任なりその時の担当者なりが課題を共有できれば、これは継続が可能なのです。

浅井 たまたま竹中さんにあたったということなんですが、京都司法書士会の方では、毎年春6月と11月に「法教育の案内」を出させていただくのですが、案内をだす適切な時期というのはあるのでしょうか？

竹中 実は6月ですと、既にその年の年間計画は決まっているわけです。11月だと、来年の年間計画を出すには少し早いです。タイムリーなのは、実は1月・2月です。来年の年間計画を立てる時期。来年の年間計画は立ったけれども、まだ少し余裕があるね、変えましょうかというのが4月ごろ。ですからその間に案内を出せば、希望をしてくる学校が多くなるかもしれないと思います。

浅井 ありがとうございます。実際、子どもたち、生徒たちに何が必要かというコンセンサスが統一しているから、東稜高校ではできたということなのですが。我々はそういったところにアンテナを張りながら、いろいろなところにPRを継続していく必要がある。どこまで対応できるのかというのはありますが、東稜高校さんの方でこういったシリーズ授業をやっていただいたので、同じような内容で同じような形の授業というのは、基本それほど手をかけずにできるのかなと。レジュメとかも、公開は、京都司法書士会がどうするかはわかりませんが、言ってい



ただければ、できる範囲でご協力させていただきますし、いろいろな寸劇のネタもありますので、遠慮なく言っていただければご提示させていただきたいと思っています。

最後に、こういうネットワーク、広がりということで、全国各地からこうしてお越しいただいているのですが、高校の先生から見て、こういうような所を心掛けているとか、そういうことを語っていただければと。

竹中

司法書士を主人公にしたドラマってないですね。弁護士さんのものはあるし、おまわりさんもあるし。何とか頑張って、そんなに遠くない将来、司法書士をテーマにしたサスペンスドラマを作ってもらえたらと。毎日、街の法律家として活躍しておられるのが、普通の高校生に見えない。本当に見えない。実際にはマンションなり一戸建てに住んでる子どもたちは、自分の親が司法書士の世話になっていることを知っているはずなんですけど、知らない。そのことが、すごく残念だという気がします。

今回こういった形でやっていただいて、パワーポイントだめですよとか、手作りにしてくださいねとか、そんなわがままなことを言った、それにすべて応えていただいたことに本当に深くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さらに、そのうえに、子どもたちをどうするかということに共鳴していただいたことに非常に感銘を受けております。なかなか目の前の子どもを見た時に、腹立つことばかりで、なかなかなんとかしてやろうと思わないじゃないですか。こんちくしょうと思う中で、何とかしてやろうという思いを4回継続していただいたことに、本当に心から感謝の気持ちを伝えたい。ありがとうございました。

浅井

本当にそんなお褒めの言葉をいただき、ありがたいです。私たちが法教育だけでなく、司法書士がどういったものだということも紹介させていただいたというのはありがたいですし、子どもたちの中から一人でも司法書士を目指す子が出てきたらうれしいなと思います。また、今年もがんばってやっていきたいと思っています。

古川

ありがとうございました。  
(休憩)

(5-3に続く)

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-3)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(3)

### 司法書士と学校・教師の対話から生まれた実践紹介

#### その2：リピーター校での法律教室の「進化」

古川

それでは研究会を再開させていただきます。

続いてご登壇いただきますのは、当ネットワーク会員で、大阪司法書士会所属の平野次郎さんです。平野さんは、大阪府堺市に事務所をおかれ、法教育以外にも成年後見等の分野で、地元でのネットワーク作りや地域連携等、「顔の見える関係づくり」を大切に活動されています。平野さんの地元の大阪府立堺東高校は、大阪司法書士会が行っております高校生法律講座を長年実施していただいているリピーター校の一つです。実はこの学校で、2009年の2月に当ネットワークが研究授業をさせていただいております。平野さんはこの研究授業を見学した後、この高校での法律教室の責任者をされておられます。地域でのネットワーク作りを大切にされておられる平野さんが、こうしたリピーター校で法律教室をどのように進化させてこられたのかについてお話しいただきたいと思います。では平野さん、よろしくお願ひします。

平野

ただいまご紹介にあずかりました、大阪司法書士会会員の平野と申します。よろしくお願ひします。「リピーター校での法律教室の進化」という、だいそれたテーマなのですが、このテーマを考えたのは実は小牧さんです。実は私はまだ3回しか行ってないんです。「顔の見えるネットワーク作り」を初めにされてきたのは小牧さんで、そこに私も参加させていただきまして、今のところ3回、うち1回は見学なんですけれども参加させていただいて、その中でもどんなふうに変化があったのかということをご紹介させていただきます。

ご紹介の中でありました「成年後見の分野でネットワーク作りをしている」という話なんです。ちょっと話がそれるんですけど、高齢者の問題、特に認知症の問題に関しては、いろいろな方々が、たとえば介護の現場、医療の現場、福祉の分野、こういった方々が認知症の方をどう支えていくかという問題で、一つの目標に向かっていろいろな分野の方が相互連携しながら取り組んでいる。という中で、司法書士という法律関係者も入って行って、できることを相互連携していく、という中で(活動を)やっております。そんな中で、相互に毎回顔を合わせることによって、いろんな意見が出てきて、その中でいろんなことを良くしていくというのが、まさにネットワークで、顔が見える関係ができれば、お互い言いたいことが言えている。別に罵り合いをするわけではないんですが、いい良い方向になるようにいろいろな意見を出し合うことができます。そういう関係が法教育でもできたらいいなと思っています。今の段階でそれができているかどうかはわかりませんが、ちょっとずつよくなってきているのかなあと感じています。で、パワーポイントを使ってすみません。(笑)ただ、私の手控え程度のも

のなので。(配布資料は)こういうパワーポイントのスライドを割り付けた資料を、一つのホッチキスで止めているんですが、(講座で)使ったいろいろな資料が入っていますので、また、適宜示していきながら話していきます。

リピーター校・堺東高校のご紹介ということなのですが、「堺東」という駅は堺市の中では有名な駅、市役所がある駅なのですが、堺東といってもその堺東ではなくて、もっとずっと南にあって、泉北(地域)というところ、南区にある学校です。毎年2年生を対象に学年全体一斉にやります。人数は書いてありませんが、大体280人くらいの生徒を一斉に、大講義室、大学の大きい講堂のような教室で、毎年4限目・5限目、お昼からの一コマ65分授業で、結構長いんですがその2コマを使って毎年開催しています。

私が今までに参加したのは、2010年の2月、これに私が初めて参加して、私が見学でした。その後、翌年の2月。同じ年なのですが年度は変わっているので、次は9月。3回ということになります。

私が見学した時(2010年2月)にどんな講義をしていたかということ、大阪司法書士会は、法教育は、大阪青年司法書士会という私も所属していますが若手の司法書士の団体と共催という形でやっています。昔から、大阪ならではのいいですか、ショートコントみたいな、寸劇の資料が大量にありまして、それを使って生徒に寸劇をしてもらおうという形で、悪質商法の説明をするということが多々あります。これは結構昔からありまして、これを使って、講師担当の司法書士が悪質商法とか、日司連のパワーポイント教材(注・「青少年のための法律講座」)、みなさんご存じだと思いますが、これを使って、契約の解説などをします。2コマ目は、今日も(フロアで)販売しています(司法書士法教育ネットワークの「労働の法律講座」(パワーポイント教材)を使って、その時は小牧さんが担当で、それで労働契約の解説をされていました。

(資料1頁、右下枠のレジユメの字が)ちょっと小さいんですが、これがそもそもリピーター校での意見を言い合うところの始まりだったんじゃないでしょうか。この講座の時に、私も見学していたのですが、司法書士法教育ネットワークの公開授業のような形で、今日もご参加していただいている方もいらっしゃるんですが、私とか、他校の、堺東高校の先生じゃない別の学校の先生も見学しておられて、講座が終わった後にいろいろな意見交換をした。その中で、そういう場をもったというのが今まであったのかどうか分かりませんが、かなり熱い議論が繰り広げられて、こういう場をもてば、みなさん思っていることをざっくりとに言えるんだなと思ひまして、これが結構、意義深かったんじゃないかと思っています。

その中で出てきた意見というのが、ワークシート(の難易度)が易しすぎるんじゃないかとか、簡単すぎるんじゃないか、幼稚なんじゃないかとか、ありました。(資料の意見交換内容の抜粋には)このように挙げていると、良いところばかり書いてもだめなんで、これはこうした方が良いんじゃないかとかそういうところばかりを集めて書いてあります。ちょっと易しすぎるんじゃないかとかですね。この中であったのは、「家族のためにバイトを辞められない」というアドリブの生徒の発言があったのですが、それは、今の高校生の置かれている現実がここにあるんじゃないかとか、そういう良い意見があったりとか。あと、司法書士も学校のカリキュラムの問題のことを理解してほしいとか、そういう意見をあげていただいた。(学校の)先生の方からもいろいろな意見が出たというのが、お互い言い合えるんだなと思ったのが、きっかけでした。

私がこの時に見学して感じたことなのですが、大阪司法書士会・大阪青年司法書士会が作った教材なのですが、だいぶ前に作ったものなので、これが古くなっているんじゃないかな、と思ひました。だから、打ち合わせをして、本当はオーダーメイドでニーズに合わせて作っていかないといけないと思うのですが。(寸劇の台本集のような)こういうのがありますんで、この中から選んでくださいと

ということが結構あって。これじゃあやっぱり、学校側が思っている、やってほしいという授業というのはつかめないんじゃないかなと思いました。それに、悪質商法に関しててもそうですけれど、ちょっと古いんですよね。何が古いかというと、例えば、クレジットにしたって、今は個別のクレジットの悪質商法なんて殆どないんですよ。殆ど今はクレジットカードが主流なんです。あと思ったのは、悪質商法の問題例は、エステの勧誘というのがあったんですが、そういうのよりも今まさに高校生自身が直面している問題とか、社会的な問題、こういったものをテーマにした方が良くないかなと。これ、一番思ったんですけど、講師の司法書士は、自分が経験していないことを話してもあまり意味がないんじゃないかなと。せっかく司法書士が来るっていうことは、自分が経験した話、自分が経験したことがあるようなことを話した方が良くないかなと。なぜそう思ったかという、悪質商法の話をするんですが、実際悪質商法の経験、対応をしたことがない先生(司法書士)もいらっしゃるんです。そんな中で、悪質商法の話をして、説得力があまりないんじゃないかなと思いましたので。講師になる司法書士もある程度自分が経験したことを話した方が良くないかなと思った。

それとこれは学校からの要望で、ちょっと易しすぎるんじゃないかという話があったんで。学校の話聞いて、レベルと言っているのかどうかはわかりませんが、内容をどのくらいにしたらというのを聞き取った方が良くないかなと思いました。

(2011年9月に)私が初めて堺東高校で参加した打ち合わせのときに、一番印象に残った言葉なんです、「うちの生徒は、難しくしてもらって全然大丈夫です」ということを言われましたので。今まで、こんな話をしたらわからへんじゃないかとか、こんな話をしても意味あるのかなとか、こんな難しい話をしたらあかんやろうと勝手に思い込んでしまっているんですけども。「全然いけるよ」と言われたので、その先生は生徒をすごく信頼していた、自分の学校の生徒を信頼しているのを感じたので、これが印象に残った。

あと、「インターネットの話とか、携帯トラブルとか、まさに直面している問題を話してくれ」と言われたので、私が担当した1コマ目は、インターネットの話をすることにしました。毎年3人で行っているんですよ。私と小牧さんと、もう一人がここ最近、一緒に行っているんですが。1コマ目は私が担当して、2コマ目は小牧さんともう一人の司法書士が担当しています。2コマ目はいつも労働の話をしているという流れになっています。

ここでインターネットの話と言っても、どんな話をしたかという、資料1(2頁右上)。一つ一つ見ていくということはないですが。社会問題とか自分が経験している話ということで、私、「出会い系サイト・アダルトサイト被害対策会議」という団体の会員をやっています。最近はかなりニュースになってきましたけれど「サクラサイト詐欺」というのが、数年前から受任することが多くなってきていたんで、実際にこれに対応している話をしました。みなさんの携帯にも迷惑メールとかが来て、それがきっかけでなるんですよとか。あるいはブログをやっている人は、そのブログを見て「あなたのブログを見て感動したので、連絡させてもらったんですけど、相談に乗ってもらえませんか」とか。そういうことがきっかけになって始まっていくんですよという話をして、実際に高校生にも演じてもらいながら話しました。実際の実務を取り入れたということなんですね。

ワークシートですが、易しすぎたという話があったので、「はい」か「いいえ」とか答えが一つじゃないだろうというような、考えさせるような問題も取り入れました。難しいというか、そもそも答えがあるのか、というような問題も取り入れたということですね。

その後のアンケート結果によると、ここでも反省点が出てきてまして。ネットトラブルといっても、もっといろいろな事例を紹介してほしいとか。僕が体験していることだけを話したことがまずかったのかなと。ちょっとまだコミュニケ

ーションが足りなかったんじゃないかと。あと、寸劇のやり方ですけれど。演者（の生徒）に対していろいろ質問してやっていたんですが、他の生徒に振っても良かったんじゃないかというような、反省点がありました。

開催後の学校側からの要望。これがすごい良かったんじゃないかと思うんですが。（講座が）終わった後に、今日来ていた司法書士のプロフィールを書いて、高校生に対してメッセージを送ってほしいというふうに言われまして。これが私は嬉しかったし、まさに学校側からの要望を聞き取ったというか、受けとめたということで。しかも終わった後でこんなやるんで、ということで。急きょ（当日の司法書士講師）3人で（書いた文書を）打ち込んでまとめてもらったのが、「司法書士さんのプロフィールと高校生に向けてのメッセージ」（資料）というのがあります。

（学校から）何をきかれたのかといいますと、「どのような経緯で司法書士になられたのですか」とか、「この仕事の魅力はなんですか？ またどんなところが大変ですか？」「この仕事にはどのような資質・要素が必要だと思われませんか？」「先生の高校生のころのことをお聞かせください」、これは法教育なのかどうかはわかりませんが。あと「堺東高の生徒に向けてメッセージをお願いします」とか。「ズバリ「法律」とは何でしょうか？」とか。これは、担当の先生が考えてくれた質問なんですけど、なぜこのような質問をしてくれたかということを知りたいんですけども。司法書士というものの仕事を知りたいと、いったい何をしているのかを知りたいというふうに先生もおっしゃってくれて、司法書士の説明をすることによって、司法書士に興味をもって、将来、司法書士になりたいという生徒も出てくるかもしれないということで、どんなことをしているのかを教えてほしいと。仕事の内容だけじゃなくて、なんで司法書士になったんですか、どういう経緯でなったんですかということを書いて欲しいと言われて、結構一人一人、かなりの長文を書いたということです。結構、えらそうなことも書いていますけれども、これは良かったなと思った。

こういうのはいいですね。進化というのじゃないでしょうか。講義が進化したというよりは、（学校との）やり取りが進化したと思います。講義はあまり進化していないと思います。学校とのやり取りがかなり進化してきていると、なんでもあり、いろいろな要望が来たら、お互いに真剣に返すというこのやり取りがよくなってきていると思います。

3回目なんですけど、ここまで来ると、講座の打ち合わせというよりは、最近どんなことが気になっているかというような、そんな話になってきます。生徒が近い将来直面する問題って何なんだろうとか。奨学金についてとか。進学したいけどお金がないという、まさに生徒が直面するんだなという問題を先生から打ち明けてもらいました。奨学金について、本当は講座の中にとりいれたかったんですけど、結局クレジットにしたんですけど。保証の問題とか、奨学金なんていうのは、まさに生徒自身が借主になるわけで、契約の当事者になるわけですから、これは絶対に話をした方が良く思ったんですけど、あえてちょっとやめました。でも、こういう話を聞いていると、次はこういうのをしようかなと思いました。

さらに進化というのは、前回、講座の後に終わって作ったプロフィールを先に渡してしまったらいいんじゃないかということで。これをすることによって、当日誰が来るかということをお明らかにしておく、こんなやつが来るんだということをバンバン先に言うておいてくださいと。そういうふうに言ったら、（配布物に）最初から名前がもう「次郎」と入っているから、「あっ、次郎や」という話になるんです。そういう顔の見える、生徒にとっても身近な存在になっていける。講座前からみんな知っているという、こういうのは非常にやりやすいなあと思いました。

後はここまで流れができて来ると、事前ワークというのも生きてくるということですね。クレジットの話をしたんですけど、事前に生徒に「クレジットって、な

んでお金を払わずに物が買えるのか」と、ちょっと考えてもらって書いてもらってもいいですかということを書いたら、生徒が思っていることをすごくいろいろと書いてくれるんですね。これも資料(2011年2年次法律講座事前アンケート)をつけているんですけど。質問したのは、「現金を使わず、商品やサービスを購入できるもの(しくみ)を知っていますか?」ということで、できるだけ挙げてみてくださいと書いたら、結構、みなさん知っているんですよ、実際に使っているんだと。クレジットカードは使ってないかもしれないけど、みんな(通学)定期持っていますし、クオカードとか、プリペイドカードを持っている人や、バスカードとか。こんなのもお金を払わずに使える仕組みですよという話で、事前にちょっと書いてもらいました。

それから、クレジットカードというのがありますけれど、なぜ現金を払わずに物が買えると思いますか、みなさんが考えていることを簡単に説明してみてくださいと書いて、みなさんにたくさん挙げてもらった。これはやっぱり、みなさん思い思いの答えが。カードの自分の(預金)口座に記録が入っていて通帳から落ちているとか、銀行が払ってくれているからとか。こういうのを見ていると、すごく説明のし甲斐があるなあと思うんですよ。ここでみんなが分かっていたら、ちょっと違う話をしようかということになりますし。ここで、理解ができていなかったら、ここはちゃんと説明をしないといけないということが判断できます。事前ワークをきちんとすることで、講座当日の話が生きてくる。それで当日は、その(事前ワークの)振り返りから始める。たとえば、現金を使わずに買えるしくみというのは、どういうことなのか。先払いなのかどうか、デビットカードというその場で支払うものもあるし、後払いのものもある。そのいいところ、悪いところ。そういう事前ワークの有効活用というのを、3回目になると、だんだんお手のものになってきました。これが最初のころは、事前ワークがあっても全然振り返り無しでして、ただアンケート取っただけみたいな感じになっていたのが、これが3回目になってくるとかなり慣れてきて、生徒とのキャッチボールが生まれてきたなと感じるようになりました。

毎年同じ高校に行くということで、やっぱり顔が見える関係性ができてきているなと思っています。特に、自分がこんな話をしようかなと思うけれども、それも押しつけみたいになってしまってもいけないので。やっぱり、どんなことが(学校で)問題になっているのかという、お互いの意見を、先程の浅井さんと竹中先生の会話のやりとりのような、こんなものが普段から繰り返される、そういう関係性を作っていくというのが、非常にいいなと思います。

学校に合った講義というのが展開できる。別の学校なんですけれども、堺東高校では、「うちは難しくて良いよ」と言ってくれましたが。別の学校では、「いや、うちはちょっとこういうのはあかん」とか、たとえば資料を渡すにしても「フリガナをここまでふってくれ」とか、「ここは漢字をつかうな」とか、あと「レジュメとか渡さずに、寸劇中心で行ってほしい」とか。そういうニーズに合わせた、内容に合わせた講義を、これも毎回行かないとわからないので、いきなり行くと話ができないので、毎回行くっていうのが重要だと思います。仮に(学校の)担当の先生が変わっても、引継ぎができるので。違う学校だと、また一からということになるので、毎年同じ高校に行くというのはいいいのかなと。講座流れもスムーズにいくと思います。

取り留めもない話でしたが、進化していけてますでしょうか? やっぱり関係性を作っていくということが、法律教室の良くしていくことの一つの方策なのではないかということで、ご報告させていただきました。ありがとうございました。

古川

ありがとうございました。

(5-4に続く)

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-4)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(4)

### 司法書士と学校・教師の対話から生まれた実践紹介

#### その3：当ネットワークを通じた出会いと実践

古川 本日の実践報告の最後を締めくくっていただきますのは、兵庫県西宮市立上ヶ原南小学校の教諭で、兵庫教育大学連合大学院にも籍をおいておられ、当ネットワークの賛助会員でもある松本榮次さんです。松本さんのおられる上ヶ原南小学校では、2010年の1月～3月にかけて「法について考えてみよう」というテーマで、5年生全クラス、総合的な学習の時間、13時間を使って、法教育の授業に取り組みました。この実践をもとに提言をまとめられた法教育論文もお書きになり、法務省の平成23年度法教育懸賞論文において、日本司法支援センター賞を受賞されておられます。13時間にわたる授業を作りあげるにあたっては、様々な出会いがあったと伺っておりますので、そのあたりも含めていろいろお話ししていただけたらと思います。では、松本さん、よろしくお願いします。

松本 こんにちは。西宮市立上ヶ原南小学校の松本です。よろしくお願いします。司法書士と学校教師との「対話」から生まれた実践ということで、今日も福岡県司法書士会から原田大輔さん、金源成大さんにも来ていただいておりますが、またあとで、お話をきけると思います。

(前の画面は)授業をしていただいているところで、これは原田さんにしているところなんです。当ネットワークを通じた出会いということで、ちょうど今から3年前、このネットワークの懇親会で、たまたま私が原田さんの隣になりました。話をしていたら、原田さんが「今、小学校の教材を作っているところです。」と言われたので、私は小学校の教師ですので、是非やってほしいというふうをお願いして、分かりましたと答えられました。その時は、久保山力也さん(注・青山学院大学大学院法務研究科助手)にもお願いしました。

約束してとりあえず帰ったのですが、まあ酒の席での話なので、本当にうまくいくかどうかはわかりませんでした。それで、実はもう計画しているので、是非お願いしますというメールをこちらから送りました。そうしたら是非、ということで、メールのやり取りが始まりました。

また、学校でも共通理解をしないといけないということで、学年会で提案をしたのですが、その提案した時の資料です。3枚目・4枚目のところで、これが学年会で提案したものです。まず、法教育とはなにかということから説明して、いろいろな本から引っ張ってきて、あとは授業計画を立てたものです。それで学年で共通理解をとりました。実際にしたのは2学期の終わりくらいだったのですが、学校でも(5年生は)3クラスでしたので、共通理解が大事でした。

総合的な学習の時間ですけれども、2010年1月より3月まで、5年生3クラス94名。「法について考えてみよう」ということで授業をしました。「身近な

法について考えることを通して、私たちの生活にとって、ルールが実際に必要であることに気づく」というのを授業のねらいにしました。

単元の展開は、ここ（資料）に書いてある通りです。

無人島ゲームというのは、法教育の実践集に載っているのですが、要するに無人島にたどり着いた時に、一体どんなことを実際するのかということですね。それを一人で流れついた場合と、複数の人で流れついた場合とは違うのじゃないかということで話し合いをするのです。複数で流れ着いた場合は、一週間たった時に、食べ物を取ってきたら、平等に分けるのか、食べ物を見つけて来た人に多めに分けるのかということで、意見が食い違いました。「やっぱりこれは平等に分けるべきだ」と言った子もいるし、「取ってきた人がちょっと多めにもらっても良いんじゃないの?」という子もいて、そこで討論になったのです。それで、その話し合いはいったい何をしているのだということになって、これは「ルールを決めているのじゃないか」ということになりました。

その次の「もしも、・・・がなかったら」というのはですね。信号機がなかったらとか、もし時間割がなかったらとかというようなことを考えます。もし時間割がなかったら、体育の時間に運動場に出て行っても、いろいろなクラスの子が運動場にたくさん出てきたりして大変なことになるのじゃないかということになりました。

3番目は、「法は何のためにあるのか?」という、これは私が勝手につけた題なんですけれども。これは「解釈のちから 紙芝居で学ぶ法教育」(注・福岡県司法書士会法教育推進委員会制作教材、下記サイト参照)、もう買われた方があると思いますが、こちらの本が出来上がりました。

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/order/item/index.html>

この本が出来たのは、この数か月前の話です。授業を実施した時はまだこの本はなくて、とりあえずパワーポイントだけ送っていただきました。これでどう授業をされるのかなとか、どこに配置したらいいのかなとか、全体の授業展開の中で、真ん中あたりかなと考えて、ここに置きました。

ちょっと紹介させていただきます。江戸時代のころでしょうか、橋があるわけですが、川を渡る時に人々が生活のために橋を使っています。ところが、あるとき、村長が「この橋、馬は渡るべからず」というお触書きをあげます。それを村人が村長に聞きに行ったわけですが、「何でこんなお触書き、私たちの生活が困るじゃないか」ということで行くわけですが、行ったら村長さんは亡くなっていたということです。仕方なく、村人たちは話し合いをして、なぜ、あれを立てたのだろうかと考えます。ある人は、馬は糞をして橋を汚すからじゃないか、だから馬は渡ってはいけないのではないかと言います。またある人は、馬は重くて橋を壊すから、馬は渡ってはいけないのではないかと言います。あるいは蹴飛ばして人を落とす、そういういろんなことがあって、駄目だったのじゃないかと話し合いをするのです。そこでいったんパワーポイント・紙芝居を一回止めて、実際、馬とか仔馬とか、牛とか、人とかは渡れるのかと考えさせます。このお触書きがあるときにどうなのかということ、子どもたちに考えさせるのです。今は本にはこのようなプリントが付いていますが、考えるプリントを渡して、考えていくことになります。

ところが実際は、子どもたちはいろいろ考えていくのですけれども、村長さんの奥さんによると遺言が出てきて、その遺言を開けてみると、どんなことが書いてあったかという、「もし、私(村長)が死んだとき、この橋で馬が通れなかったら、みんな回り道をするだろう。その回り道をした時に、峠のところに茶店をするように。奥さんが茶店をしなさいと。みんなはそこで休んでいくから儲かって、そうすると奥さんの生活が成り立つだろう」というような遺言を残していたのです。これを聞いて「あなたたちはどう思いますか?」と、また、子どもたちに問いかけるという、こういった簡単な流れです。実際、大分省略しています



が、話の筋としてはこのようなものです。子どもたちは一生懸命予想をたてるのです。なぜこんなところを馬が渡れないのだろうか。だれも当たるはずがないのです。当たるはずがないから、また子どもたちは「何でなんだ」と、必死になって聴く。その後も必死になってどんどん食いついてくるんです。非常に優れた教材だと思いますけれども、こういう授業をかいつまんて紹介させていただきました。

(画面は)これは実際に授業をしている、私のクラスですけれども、子どもたちが一生懸命意見を発表しているところです。左側は、今回は50インチのテレビでパワーポイントの紙芝居を映しました。実際、子どもたちが班ごとに意見を考えているところです。重いからダメなら、牛と馬はだめだろうと。でも仔馬は渡れるのじゃないとかね、意見を考えているところです。理由によって変わってくるのじゃないかと。その意見を発表しているところです。どれが正しいのか。(画面は)久保山さんが授業をされたときは、黒板に書かれています。やり方がちょっと違っていています。これ(画面)も、考えている場面ですね。そういった形で授業をしていただきました。

4番目は、大阪法務局見学です。この大阪法務局見学は、3クラス受け入れるというのは法務局にとって初めてでした。大阪法務局もすごく力を入れてくださいます。何回もメールでやり取りして打ち合わせを行いました。その結果、当日は3つのグループに分かれることになりました。3クラスなのでちょうどよくて、Aチーム、Bチーム、Cチームということで行きました。

(画面は)これは最初に集まっているところですが、大阪法務局の4階です。これは不動産登記課です。実際、登記の事務をやっている窓口の横のところで、不動産登記の説明してくださいました。子どもたちは大変熱心にメモをとっていました。(画面は)これは人権のところ。最後はキャラクターと一緒に写真を撮って、最後にお土産をたくさんもらって帰りました。

5つ目ですけれど、「運動場の使い方のルールを考えよう」ということで、子どもたちが、身近な問題を考えました。高学年の5・6年生の子どもたちが一番(運動場の)良い所を使ってドッジボールをやっていました。そうすると、低学年が使えないという問題がよくあったので、そのへんの課題をテーマとして話し合いました。どうすればいいかということのを班で考えて発表してもらうわけですけれども、運動場を分けてやればいいんじゃないかとか、曜日で分けたらいいんじゃないかとか、いろいろな意見を考えていました。

総合的な学習の時間でしたので、実際には結論を決めませんでした。これは提案して終わったということですね。授業は5年生の3学期でした。実際、子どもたちが6年生になってから、一番トップになったわけですけれども、4月の一番最初に、一番校舎に近くて、すぐに教室に帰れるところでドッジボールをやっていたのです。ところが、4月の第2週くらいになって、子どもたちが一番遠いところに行ってドッジボールをするようになったのです。私はそれを見ていて、走って行って子どもたちに「何でここにきたのか」ということを聞いたら、「低学年の子どもたちに譲ったんだ」と言うんですね。私は、やんちゃな子どもたちです。1週間か2週間したらすぐ忘れて続かないだろうと思っていたのですが、なんと1年続いたのです。結局、ルールとしては決めなかったけれども、話し合いをしたことには値打ちがあったのじゃないかと思いました。

法教育特別授業についての感想ですが、楽しかったとか、物語で楽しかったとか、ルールのことがよくわかったとか、そういうことが書かれていました。

特別授業の次の日に、私もびっくりしたのですが、(そんなことはめったに無いんですが、)保護者から連絡帳で「私もその授業と一緒に受けたかったです」という連絡をいただいて、ちょっとびっくりしたということもありました。

もっとも重要なことと私が思っていることですが、法教育の学習とか、法教育の思考過程そのものが、学校教育にとって必要な思考能力を養うものになってい

る、そういうことを示すことが、法教育を進めることにとって重要ではないかと思ひます。それを教師が実感して、学校生活を送るについて必要不可欠だと実感することが、法教育を進めていくことに必要になっていくと思ひます。

今回、福岡県司法書士会の方、あるいは大阪法務局の方とも、全部メールでやりとりをしました。6時間の特別授業の時には、前日に来ていただいて、神戸の方で打合せをし、当日も打合せをしました。当日授業がクラス終わるごとに感想を言い、また、夕方は場所を変えて反省会をし、メールでも反省会をしました。今回の報告をするにあたって、原田さんにも問合せをしました。あの時の3つの授業はそれぞれ違っていましたよね、説明しないといけないのですけどと言ったら、原田さんが、議事録から全部ひっくり返して、いろいろ調べてくださいました。あの3つの授業はどう違っていったのか再度調べてくださったのです。

最初の授業をしたクラスは、「今後この村をどうしていったらいい」のかと、政策論を聞いた授業と、2つ目は「このルールが正しいと思うか、正しくないと思うか」ということをメインにしているものと、3つ目は「解釈によって結論が違ってくるんだよ」と。要するに、「馬は渡るべからず」となっているけれども、その理由がたとえば重いから渡れないんだよという場合であれば、牛と馬は渡れないけれど、仔馬は渡れるという結論になるし、その理由によって答えが変わってくるのじゃないかなという解釈のことを中心にされた授業と、そういう3つに分かれていたのじゃないかなと思ひます。

ちょっと付け足しですけれども、今回、私は特別支援学級をこの4月から担任しております。この3月までは普通学級の担任をしておりまして、小学校2年生（の担任）だったので、ちょっと一度、終業式の前日に、ギリギリのところまで一回、紙芝居だしやってみようかなということで、実際に紙芝居を使ってやってみました。ですから、（画面は）先ほどのプリントを子どもたちが持っています。2年生の子どもたちが、先ほどの紙芝居を見て、これは班で考えているところですね。これは発表しているところです。子どもたちは2年生なので、ちょっと難しい部分があって、こういうような形で発表していたのですけれども、子どもたちはやはり、先ほどの紙芝居の場合ですね、たとえば子どもたちは「村長さんの奥さんがかわいそうだ」とか、それを守ってくれるんだからいいんじゃないのという意見が、まだ2年生ですからありましたし、「いや、それはおかしいから考え直さなければいけないのじゃないの」ということで考えている子どもたちもいました。低学年ではちょっと難しい部分があったのじゃないかと思う部分もあったのですが、やはり子どもたちは紙芝居なので、それなりに楽しめて、考える機会ができたのかなと思ひています。

そういうことで、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

古川

松本さん、ありがとうございました。では、ここで少しお時間いただきまして、今、松本さんの報告の中にもご紹介がありました、当ネットワーク賛助会員の福岡県司法書士会が製作されました紙芝居教材「解釈のちから」について、福岡県司法書士会の金源成大さんからご紹介をさせていただきます。金源さん、よろしくお願ひします。

金源

はい、福岡から来ました金源と申します。よろしくお願ひします。もう入口のところでお目に触れているかと思ひますが、今、松本さんのお話でありましたように、私たちはこの「解釈のちから」という教材を作りました。

これは先程、松本さんからのお話もあったのですけれども、完成するのに非常に年月を費やしまして。数年前に松本さんの学校で授業をさせてもらう時には、実は、大枠は決まっていたのですが、具体的にどのように結論をつけていこうかというところが全然未知数の状態で、見切り発車のような形でさせていただいたのを覚えています。その中で、授業を客観的に見ていただいた松本さんの方から、

視覚的にこういうのを使った方が良くないかとか、こういうふうの前に張り出して、結論が変わるのを体験していただいた方が良くないかとか、そういうアドバイスをいただいたのが、司法書士と教師との「対話」ということで、私は非常によく記憶しているところです。

それからすぐ教材も完成しませんで、やはりどういう形で授業をしていったら効果的なのかというのをずっと考えていまして。最終的には、こういう形で教材が完成したのですが、実際授業をさせていただいたというのが、教材完成への大きな進歩につながったものだと思います。

内容は、先程松本さんからお話があったとおり、物語が二転三転していくんですけども、消費者教育とはちょっとちがって、これをしたらダメだよとか、危険だよというものではなくて、目の前にある決まりと自分自身をどうやって折り合いをつけていくのか。これが解釈の非常に大切なところであって、さらに決まりを超えて、目の前にある事実と自分をどういうふうに折り合いをつけて生きていくのかというのを考えてもらうために、この教材が完成しました。ですので、現場で一生懸命「生きる力」と言ったら大げさになりますけれども、子どもたちに対して、こういうふうに大人も考えて生きているんだよということを伝えられるように、今、福岡の方でいろいろ授業をさせていただいているところです。

今日は、実際に教材を持ってきていて、中も見えていただくことができますので、お帰りの際にはぜひお手にとって中を見てください。そして、自分のところでも是非これをやりたいと、中に「学習指導案」ということで、見ていただいたら授業ができるようになっていきますけれども、具体的にどうしたらいいのか教えていただきたいということであれば、ご連絡をいただければきちっと対応しますので、今回、是非お手に取ってご覧ください。

今日はどうもありがとうございました。

古川

金源さん、ありがとうございました。

(5-5に続く)

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-5)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(5)

### 全体討論：各地からの報告/質疑応答、他

古川 では、ここからは、会場のみなさんにも参加していただき、会場討論の時間とさせていただきますと思います。今日は、近畿だけでなく、全国各地からお越しいただいているのですけれども、せっかくの機会ですので、会場の方でどなたか発言をしたいという方、いらっしゃいませんか？

では、大阪司法書士会の大野さん、どうでしょうか？

大野 大阪司法書士会の大野栄司と申します。現在、法教育推進委員会の委員長をさせてもらっています。大阪会の取り組みはといいますと、7年～8年位前から法教育活動を継続的にしておりまして、昨年度は38校に講師を派遣して継続してやっております。先程、平野さんから教材が古すぎると。大阪会の教材が古すぎるから何とかしてくれということだったんですけれど。現在、法律講座の教材の改定を準備しております。消費者関係、クレジットカード等の消費者法の改正等がありますので、そのへんについては、委員会の方で検討して準備をしております。それと、今年、新たな試みといいますか、ある大阪のある学校で教員養成コース、「教志コース」というのですが、特進科とか、そういうのと同じような形で、今年からそのコースができたんですけれども。今、高校1年生のその子たちが2年生になった時に、是非、司法書士の方に登壇していただきたいと、大阪の法教育推進委員会の方に言われまして。将来、教師になる方々ですから、法的なエッセンスを注入できればと思ひまして、今、委員会の方で内容について取り組んでいます。来年からですので、来年の記念研究会では報告できるかと思っています。以上です。

古川 ありがとうございます。

では、宮城からお越しの草野さん、お願いできますでしょうか。

草野 こんにちは。宮城県、仙台で司法書士をしている草野哲也です。宮城県司法書士会の法教育の活動といいますと、規模は大きくないのですが、年間10校くらい、主に高校3年生を対象にやっています。

その中の一つ、農業高校の分校なのですが、そこは6年～7年連続して行かせていただいている、行くと「翌年もお願いしますね」と言っていたいて帰ってくるという状態になっています。先ほどのお話で、みなさんがおっしゃっていたように、リピーターといいますか、継続して積極的に取り組むと、いろいろと深みのある講座ができるのかなと思ひました。

まず先に、皆さんにお話をする前に、皆さんにお礼を申し上げなければならないのかなと思ひておりました。昨年の震災以降、あらゆるところからご支援いた

だきまして、本当に助かりました。ありがとうございました。それで、我々司法書士としても、法律相談を含めて沿岸部の支援に今、必死にやっているところでもあります。そんな中で沿岸部も学校はあるわけです。聞かれたことがあると思いますが、南三陸町のように、町全体が津波で飲み込まれてしまったところもあります。そこで、唯一良かったなと思うのが、南三陸町の志津川地区は、小中高ともに山の上にあったということです。だから、そこで子どもたちは殆ど助かっています。その南三陸町にある高校、志津川高校というのですが、その高校から昨年秋、法律講座の依頼がきたのです。夏まで内陸部にみんな引っ越して授業をしていたのですが、8月に戻ってきて、じゃあやってくれて、依頼が来たのです。そういったときに、お父さん、お母さんを含めて、今、敢えてお父さん、お母さんと言いますが、津波に流されてしまったケースがあるのです。だからこそ、「おうちの方」という表現をしなければいけないことがあるのです。そういう点でも、今後、講座でも、配慮が必要だと、今日、お話を聴いていて痛感させられました。

そんな中でも、我々に「来てくれて、本当にありがたかった」と学校の先生に言われました。これだけいろいろ職場も奪われて、全てが壊れた中、何にもない中で、就職希望者全員内定いただきましたと、喜びのお手紙をいただきました。我々司法書士は、そういう中で、先生方と、今ある問題を共有して取り組むということができました。法教育という場面ではありますけれども、そういう先生方と取り組めたということで、この一年、ある意味で勉強させてもらったということです。

法教育の「解釈のちから」という教材を見させてもらって、松本さんのお話を聞いて、うちの兄も小学校の教員をやっていますので、もう一つ買って帰ろうかと思っています。

古川 草野さん、ありがとうございました。宮城の現場の声を届けていただきました。ありがとうございました。

広島の中本さん、よろしいでしょうか？

沖本 広島司法書士会の沖本真由美です。現在、ネットワークの西ブロック長をさせていただいております。広島司法書士会では、毎年、親子法律教室というのを年1回開催しております。23年度は3回目ということなのですが、このネットワークにも後援をいただいている事業です。対象は、小学校3年～5年生まで。広島県内すべての小学生にご案内をさせていただいて。司法書士会の会館を使ってやらせていただいているのですけれども会場のキャパの問題があるので、保護者、子どもさん双方を合わせて30組60名。前年度は3月31日という、司法書士にとってはありえないような日程でさせていただきました。

「対話」というキーワードなのですが、広島では情報交換会というものをずいぶん前からやっています。高校の先生、大学の先生、法教育に関心のある方と、情報交換を定期的にさせていただいています。去年の親子法律教室については、高校の先生に第一部の司会進行をお願いしました。司法書士は、残念ながら、普段子ども達と接する機会もあまりないため、子どもたちの視点にたって話を進めていくというところに慣れていないところもあります、もちろん広島司法書士会では高校にも（出張講座に）行っているのですが、高校の先生や大学の先生など、実際に生徒さん、普段から子どもさんに接している先生は、やはり視点が違うなと、思ったところがありとても勉強になりました。小学校3年～5年という学年設定の基準は、開催時期が3月31日というところに起因しています。6年生を対象にすると法律教室直後中学生に進級となってしまうので、事実上は、4月からは4年生～6年生に進級する児童さんが対象ということです。

実際に司会進行をしていただいた高校の先生とは、かなり打ち合わせをし、内

容は随分検討しました。今回の法律教室は、私法の「契約」「約束ごと」をテーマにしたのですが、司法書士の提案に対しても「DVD視聴後いきなりワークをやったら、参加している児童はまずわかっていませんよ」という意見をいただいたり。ようは、振り返りですね。DVDで録画したものを子どもたちに見てもらって、その後で内容を一旦振り返り確認しないと、頭の中が整理できていないから、かならず振り返りが必要だ等、いろいろな意見をいただきました。

当日は見学していただいた方からも意見をいただきました。ワーク内容は1つのグループが、子ども4人～5人、6グループ。ワークシートで作業をしてもらうので、必ず司法書士を1テーブルに1人つけて、子どもたちの様子を確認しながら進めていく形をとったのですが、テーブルごとの司法書士のキャラがありまして。テーブルについている司法書士は必死なんですけれども、実際に子どもたちにすごく意識が向き子どもと目線も一緒の司法書士がいる一方、腕を組んで上から見ていた司法書士もいたなどの感想がありました。こういう法律教室は、普段、司法書士にはあまりない「子どもたちと接する」という側面もあります。まだまだ改善点があるかなと感じました。そして、やはり司法書士だけでやるうと思ったら、どうしても難しい方、難しい方へといってしまったりするのですが、そこを、高校の先生とか、大学の先生とか、通常子どもさんと関わっている方と一緒に進めさせていただくことで、本当に子どもたちにわかりやすい法律教室が作っていったのかなと思います。

古川 沖本さん、ありがとうございました。  
質問用紙も配らせていただいておりますが、質問のある方は？

会場A (司法書士) Q：法律講座の案内を各学校に配布されていると思うが、これは各学校に配布されているのか。それとも教育委員会に一括して送付して、それから各学校に配布されているのか？

浅井 京都(司法書士会)の方では特に教育委員会は通さず、京都府下の全高等学校と大学に一斉送付させていただいております。教育委員会を通して、トップダウンでさせていただいたらどうかという動きさせてもらっているんですが、なかなかうまく入り込めていないというのが現状です。

会場B (司法書士) Q：高校に案内を出すときの宛名について。「 高校御中」と書けば、おそらく校長先生の所にいって、大量の資料の中に紛れるんじゃないかとか、そんな不安があるんですが、そのところはどのようにされているのでしょうか？

浅井 学校長あてとPTA会長様あてで、連名でだしています。教職員・保護者向けの案内も一緒に書かせていただいているので。子どもたちだけでなく、PTAも対象にしますということで、PTA会長にも校長と連名で2通ずつ出しています。PTAからも、実際に依頼が来ています。

古川 ありがとうございました。他に何か質問があれば・・・。

会場C (司法書士) Q：講座を実施する学校で、なるべく生徒さんに関心を持ってもらうには面白い話をしなければならぬと思うあまり、一部の講師が、インターネットトラブルの話の中で「(学校の)先生たちも見ることありますよね」と言ってしまったとか、お酒を飲んだ時のことをしゃべってしまって、(未成年の)飲酒を容認するのかとか、きついクレームが来たということがあった。これは話してはいけないという基準、事例があれば、参考のためにお伺いしたい。

- 竹中 一般的に、社会常識の問題なので、どこで（話すとして）も一緒だと思いますけど。高校に限らず、学校が嫌がるのは、宗教・政治ですね。いずれにせよ、私たちが学校で生徒を、いわば権力づくでそこに座らせて話を聞かせているその背景にあるのは何かというと、「教育の中立性の担保」というものがあります。それを侵害する話はいかんでしょうね。公立学校では、宗教教育が禁止されていますので、それに関するものは言葉を選んでいただく必要がある。法律で決められている範囲と内容と、それから社会的な常識ですね。その範囲の内容で話していただければ問題ないかと思います。
- 浅井 補足で、京都（司法書士会）で注意しているのは、クレジットカードの説明をするときに、どちらかという、使うなど、批判的になってしまうケースがあるんですが。やはり、いいものである、便利なものであるということは伝えながら、します。なぜなら、そこに勤めておられる親御さんがおられるケースもあるので、これは悪だよという伝え方はしないようにしています。使い方によっては、こういうリスクもあるんだよという形で注意をするようにしています。
- 松本 発言がまずいということで、補足します。法的にまずいことを容認するような形で言うとまずいので、法に触れないような形で言うことが大切です。言ってしまったらそれが全部、「公に言った」ということになりますので、まずいと思います。もう一つは「発達段階」への配慮ですね。さっき、アダルトサイトの話がありましたけど、私の学校は小学校ですので、発達段階に応じて、考えて話さないともまずいかなと思います。
- 会場D 私は、児童養護施設の法律講座で、児童養護施設によく行っている。児童養護施設では、保護者とかお父さん、お母さんと、そういう言葉はやめてほしいといわれることがある。というのは、施設に入る子は、親御さんがいない子どもたち、また虐待を受けた子どもたちが、結構な数いるので、たとえば保証人の話をするときにはどうしても、お父さん、お母さんという言葉ができきやすいが、そういう時は別の事例を出してというようにしている。ただ、それもケース・バイ・ケースで、別の児童養護施設の方は、それも人生経験で、社会にでたら必ずそういう話は出てくるから、何も気を遣わなくて話してくれ、と言われる方もいる。一概には言えないが、そういうことには注意するべきかと思う。
- 平野 先程の続きになると思うのですがけれども。事前の打ち合わせが大事じゃないのかと思います。こんな話をして大丈夫ですかとか、これは言ったらいけないということがあればと、事前に確認しておけば、学校ごとのタブーももしかしたらあるかもしれませんので。
- 会場E （高校教員）Q：消費者問題でも、家族の問題でも、クレジットカードの話でも、そこに勤めている人がいるとか、消費者問題とかDVの問題では被害者がいるかもしれないということを意識して授業をしている。教室に、被害者がいるというときに、ここに注意した方が良いというところがあれば、教えていただきたい。たとえば、こうした言い方をすると、消費者被害にあった子どもさんとか家族に対して言いすぎかなとか。自分で授業をしながらも微妙なところがあるので、教えて頂けたら。
- 浅井 なかなか難しいところがあって、そのあたりはどこまでの線で言えばいいのかというのは、非常に悩みますよね。消費者被害にあって、自己破産なされる方がいらっしゃって。やっぱり自分の親御さんとか、自己破産をされている方がいらっしゃると思うのですが。まあ、消費者救済の一つの方法として自己破産とい

うのがあって、という話はさせていただくんですけれども。自己破産はなるべくしてなったというような、そういったことは絶対言わないです。消費者救済の一つの手段として、自己破産というのがあるんだよというのは、お伝えするんですが、正直難しいです。

小牧

私はDVの授業をすることがあるんですが、実際に被害にあっている人に、被害にあっているんだということに気が付いてほしいとか、それから、友達が被害にあっているんだと気付いてほしいとか、そういうことで授業を進めています。被害にあっている人にその人に責任があるんだよとか、駄目な人なんだよというようなメッセージを送ってしまうと、それは、その先につながりませんよね。たとえば、暴力をふるわれていることに対しては、誰に対しても、暴力を振るわれていい人なんて一人もいないんだというメッセージを送るということ。それで被害を受けている人を助けていく仕組みがある、法律・制度があるということを伝えて、相談しても大丈夫なんだよということに気づいてもらう。あるいは、相談しても大丈夫なんだよというメッセージを伝えてもらう、ということをおぼろげにわかってもらうことが大事かなと。

消費者被害も同じで、被害にあっているということに気づいてもらって、「私は被害にあっていたんだ」、あるいは「家族が被害にあっていたんだ」というときに、じゃあ、この先どうしたらいいんだろう、次に同じことがあったらどう考えたらいいんだろうということをおぼろげに、講座の中から、「原則から考える」ことをつかみ取っていただくこととか、先程もコミュニケーション能力という話がありましたけれども、「私は被害にあっていたんだ」と、今日、帰りに先生に質問してから帰ってみようと、行動してもらおう力が出てきたら、それが一番いいんじゃないかと。そんなことを思っていますので、「こんなことを言ったらかわいそうじゃないか」と、そこで引いてしまうのではなくて、むしろそこでメッセージがキャッチできるような講座ができたらいいなと思っていますし、特に、DVのような被害が予想されるような被害でしたら、実施校の先生にお願いをして、例えば、「授業が終わってから1時間だけ残りますから、相談がある人は来てください」というようなお願いをして、そんなアナウンスをして工夫してやっていますので、また参考にさせていただけたらどうかなと思います。

古川

ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

竹中

社会科の教師ですので、一般的に、授業をしていてそういう話がすごく多いので、非常に気を付けている。私が一番気を付けているのは、生活保護について話をした時に、一番気を使いました。社会的なシステムとか仕組みとか、あるいは事実をしっかりと伝えるということが重要なかなと思います。さきほどの自己破産の話でもそうですんですけど、あるいは消費者金融の話でもそうですけど。だまされた人が悪いとか、破産するのはどんくさいからだというふうなメッセージは絶対送らない。そういう「事実であること」と、「善悪」という価値判断を結び付けない。善悪だの、良い悪いだの、能力があるだの無いだのと、そういう感想めいたことと、こういうことがあるという事実を結びつけないようなしゃべり方をしないといけないというのは、いつも気を付けています。

松本

たしかに、事実として伝えるのは大事だと思いますし、一部の人だけじゃなくて、みんなが(そういうことに遭遇する)その可能性があるんだよということをおぼろげに話をしないと。先ほどの、一部の人が良いからこんなことになってしまったんじゃないかとか、失敗したとか、そういうのはいけないなと。

平野

学校でしゃべることは無かったかもしれませんが、私は、「出会い系サイト」



の相談をすごくよく受けるんですけれども。よく言われるのが、「なんで私、こんな（手口）のに引っかかるんやろ、私あほや」と、自分でおっしゃるんですけれど。いつもその時言うのは、普段入ってくる迷惑メールがありますよね。普段、何も無いときに見ていても「こんなの、引っかかるはずがない」と思っているんです。でも引っかかる瞬間というのは、その人がというのではなくて、その時の状況とかで、（同じ迷惑）メールが、いろいろ見え方が全然違ってきます。例えば、その時たまたまお金に困っていたとか。そういうところの心理というのがあるんで、だから、誰にでも、そんな悪質な情報というのは、常に幅広く回っていて、そのタイミングと状況によって、心の隙をつかれるので。これは、その時その時「大丈夫だ」と思っているけど、心理の隙のような所をつかれるので、人によっても、同じ人でも、時と場合によって騙されるといえるか、被害にあう可能性は十分あると、そういうようなことを、僕は相談者に説明しています。「別にあなたが悪いわけじゃない」と話します。

古川 ありがとうございます。事実を事実として伝えて、自分の価値をあまりそこにいれずに、今後どういうふうに相談やアクセスをしていくのかを伝えていくことが大事なのかなと思います。

他はありませんでしょうか。登壇者の方は、別の登壇者の方にこれを聞いてみたいとか、なにかありませんでしょうか？

小牧 Q：京都の連続授業の取り組みというのは、他の会とか他の都道府県の方が、自分のところでできるかなと、すごく思っていると思うのですが、秘訣のようなものがあれば、ご披露いただきたいと思います。

浅井 秘訣と言われると、なかなか難しいのですが。ただ、もともと法教育委員会としては、シリーズ授業をぜひともやりたいと思っていて、毎年毎年講座の案内を出させていただいた。それと、企画部の予算の中で、法教育というのはかなりウエートを占めた予算組みをしているので、予算配分の中で、シリーズ授業（の依頼）が何回か入ったとしても、何とか対応できるくらいの予算枠は取れていたのかなと。それと、それほど応募がなかったということ。今後たくさん応募が来た時にどうするのか、というのがこれからの課題なんです。ただ、あくまでも授業に関しては、東稜高校で一つのシリーズができたということがありますので、それを派生させることによって、これからはそれほど難易度が高くなく、授業ができるんじゃないかと思っています。あと、予算については、委員長を含めて、今後の応募があってから考えていくということになります。

松本 シリーズで授業にでていくというと、本業との兼ね合いの中で大変じゃないかと心配をしてしまうのですが、そのへんはいかがだったのでしょうか？

浅井 ハイ、私は本業がたいして忙しくないです。（笑）

あらかじめ日程的なところは、学校の方から事前にいただいているので。委員会の中での講師、また委員会以外で講師を担当される方というのは、あらかじめ登録いただいていますので、その中からその日行ける方という形で、応募をさせていただいて。かつ、全クラス同じ授業ということになりますので、レジュメとかマニュアル関係とかは、基本、人前でしゃべることができる人であればできるくらいの内容には落とし込んであるので、そういった意味では十分対処はできるのかなと思っています。

竹中 学校側の秘訣っていうのは、以外にハードルは低いんじゃないかと思うんですよ。3回とか4回とかは。これが10回になると違うのですが、3回や4回であ

れば、「総合的な学習の時間」またはロングホームルームに落とし込むことがそんなに難しいことではないと思います。問題は、おそらく本業との関わりがたぶん、一番重いんじゃないかと、私は想像しています。ものすごく拘束時間の長い授業だと思うんですよ。1時間の授業をするのに、そのために何回か会議をもって、レジュメを作って、資料を作ってということをしてされていますので。そのことと本業との関係の整合性をつけることが、一番しんどかったんじゃないかなと。その点では、京都司法書士会のみなさんのご尽力というのは、本当にありがたいなというふうに思います。学校は、条件をある程度明確に提示したらたぶん大丈夫。たとえば3回にしましょう、または4回にしましょう、内容はこうしましょう、この日のこの時間にしましょう、こういった生徒たちですよ、こういう条件ですよ、こういう小道具が要りますよ、というのを最初に明確に申し上げたのが良かったかなと思います。

古川 ありがとうございます。私、司法書士の立場から考えると、学校の先生の方がハードルが高いのではないかと感じてしまって。たとえば、今、何とか教育、食育教育ですとか、防災教育とかいっぱいありますけれど、法教育ばかりに集中的に授業を取ってしまって、他の先生から法教育ばかりずるいのじゃないかみたいな、そのようなことはないのでしょうか？

竹中 すべてのこと、学校で何をするかということは、学校の選択なんですね。防災教育も食育もそうなんですけれども、学校の中で自分の生徒を見たときに何が必要かというのを選ぶのが、学校の選択ですね。学校が、子どもたちにこれが必要だという、カッコ良く言えば「信念」なんです。そこまでたいそうなことを言わなくても、「これ要るやろ」という具合の、先程パンフレットに書かせていただいたような「人間力」とか何とかと書いてある学校の経営計画というか、学校の目標みたいなものが、わりあい本校の場合は明確であったことがよかったと思います。あれもこれもという学校は、少ないと思いますよ。うちの学校の生徒にはこれというのは、多くの学校が思っていると思います。

古川 そういうふうに思っていて下さる学校であれば、こちら（司法書士）はそんなに考えなくても、ご相談に寄らせていただいて、シリーズ授業の提案をさせていただければ、東稜高校さんのようにうまくいくということでしょうか。

平野 ネットワーク作りとか、顔の見える関係とか、これから他の学校とも、近くの学校とは連携をしていきたいと考えたときに、学校によっても違うかもしれないですけれども。法律教室を開催するというのは、どこから（意見が）あがってくるのか、どういう立場の先生が決められるのか。みんなで会議で決めるのか。そういうのを知っていたら、話をするときにはいいのかなと思うのですが、どうですか。だれが意思決定するのかということですか。

松本 小学校の場合は、学年（の担任団）が中心に動いていますので、学年の先生で共通理解をして、是非こういう先生を呼びたい、こういう授業がしたいということになれば、だいたいまあOKということだと思います。

竹中 京都府の府立高校の場合は、各分掌、担任は学年ごと1年、2年、3年、それから時間割がらみの教務部、進学・就職の進路指導部、生徒指導部、保健室の保健部、学校の宣伝とかをやる総務部、それぞれ分掌がありますので。本校の場合は、これをどこ（の分掌が担当）でやるかという話が出てきたときに、「総合的な学習の時間」だから教務部だねというのが先に決まった。だから、教務部と学年とが調整しながらやっていくということがまず決まりました。後は、誰がやる

かだけでしたので、後は教務部長の私が動くことになりました。

学校によっては、「総合的な学習の時間」を主務とする分掌が、進路指導部が担当するところもあると思うんですよ。あるいは、総務部というところが持っている場合もあると思うので、学校によって違います。

浅井 確かに、京都(司法書士会)でいろいろな学校に案内を送って反応があるのは、いろんな部署があります。生徒指導部からくる場合もあれば、社会科の教諭からくるケースもありますし、教務からくる場合もあります。

松本 小学校の場合も同じで、校務分掌の方に行く場合もあれば、学年に行く場合もあります。例えば、教材が5年生とか6年生に決まっているのであれば、その学年の先生宛てに出すっていうのが直接そこに行きますので良いと思います。それ以外の場合は、文書自体が止まってしまって、書類入れに入ってしまったということもあるかもしれません。内容によって分けても良いんじゃないかと思います。それから、どういうのが入りやすいかということであれば、情報モラル系ですね。情報モラル系の法教育を考えると、非常に入りやすい。こういう教材があるのですけれどもと話したら、たぶん「ああ、それは是非やってほしいですね」と、なりやすいと思います。というのは、携帯なり、パソコンなり、メールなりで、いろんな問題が身近な所にあるんですね。そうすると、教師の方が是非やっておかないといけないということで、すごく情報モラル教育に取り組んでいるところがあります。そういう入りやすいところからアプローチすると良いのかなと思います。

古川 私たちは、司法書士の世界しか知らないもので、学校の中でどういうふうに物事が進んでいくのかということをご教授いただくと、取り組みにあたってのハードルが少し下がるのかなと思います。

では、今日、ご登壇いただいた方に、最後に一言ずつお願いしたいと思います。

小牧 やっぱり、みなさん、今日、お聞きいただいて、「対話」というのが大事なかなと。学校の先生はこんな風に考えている、司法書士はこんなふうと考えていると、いろいろ思い違いがあったということにお気づきになったかもしれませんし。そういうところを接着剤のようにつなぎ合わせていくのがネットワークなのかなと。そういうことを改めて感じました。今日はどうもありがとうございました。

浅井 今日は、主に京都司法書士会のシリーズ授業のお話をさせていただいてきたんですけれど。原点にかえて、司法書士が法教育をやるっていうことの本音なんですが。我々、いつも思っているのが、法教育ってかまえる必要性はなくて、普通に来た相談の方々、その方々の相談に応じること自体が法教育なのかなと思っています。

よく司法書士は「街の法律家」と言われていますけど、じゃあ、どれだけ街におつきあいがあるのと。たとえばPTA、町内会、色々な行事、我々が司法書士っていうのを地域の方が認識されているのかと思ったら、まだまだ少ない部分があるかなと。そういった意味で、西脇さんと私なんかは、地域におりすぎて、どこでも色々な役を引き受けてしまって、PTAやら町内会やら色々なことをやっているんですけれども。ここに来ておられる先生方が、おうちに帰られたときに、「街の法律家」になっているかということを考えていただいたうえで、近所の人との「対話」を含め、どんどんそういう広がりを持っていただいたら、町内会でも講演はできるでしょうし、PTAでも簡単にそういった講演ができるかなと思っています。

今日は学校の先生との「対話」ということで、やはりこういったきっかけをも

とに、ずっと連続して関係性を維持しながら発展していくというのは、こういった司法書士法教育ネットワークのあり方なのかなと思っていますので、ぜひ、今後ともこういった形でご協力いただければと思っています。

竹中

何度も、何度も申し上げて、まだ申し上げる数が少ないなと思うのが、本校に4回も来ていただいて、あの生徒たちにあきもせず、耐えて忍んで4回授業をしていただいた司法書士の先生方に、本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

学校全体のことを申し上げますと、今、どこの学校でもそうだと思いますが、意外に閉鎖的ではなくなっております。今、高等学校にせよ、中学校にせよ、小学校にせよ、今、私どもに求められているのは、閉鎖的な学校ではなくて開かれた学校づくりで、かつ、開かれた中で、外から入ってきた人を受け入れる度量とともに、みんなで子どもたちを育てていく、世の中に送り出していくという、そういう観点がどこの学校でも求められていますし、かつ、そのように動いております。ですので、司法書士の先生方には、決して高等学校への校門は敷居が高いかと思っていただかずに、今後とも学校にご協力いただきけたらありがたいなと思っています。ありがとうございました。

松本

私の学校でも、開かれた学校というのは目標になっていて、いろいろな方が学校へ入っていただいたり、支援をしていただいたりしております。入りやすくなっていると思っていますので、よろしくお願いします。今日発表した内容につきましては、法務省のホームページにも出ておりますので、また機会がありましたら、ご覧になってください。

[http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01\\_00098.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00098.html)

今日はどうもありがとうございました。

平野

今日はありがとうございました。私の報告では、「顔の見えるネットワーク作り」ということで、「街の法律家」と浅井さんも言うておられましたが、僕は一歩進んで、「かかりつけ法律専門家」みたいなことが大事だと言っているのですが。ようは、お医者さんみたいな、ホームドクターのような感じで、何時でも何でも、気軽に話が聞けると。特に、一般の相談の方がいきなり来るということはあまりないんですが、こういう法教育でいうと、学校の先生というのは同じ支援者の立場なのかなと。認知症の関係でいうと、介護職とか医療専門職というのは、この人を支える同じ支援者であると。法教育でいくと、子どもたちを支える同じ支援者だと、同じような位置づけになるのかなと。支援者同士の相互連携というのは、いつでも気軽に声をかけられる、そういう関係が必要かなと思っていますので。認知症の場合ですと、本当にいつでも電話かかってくるんですよ。何かわからへんことがあったら。僕も電話をしますし。学校もたいへんでしょうが、こんな関係が(学校の)外で作れたらいいなと。そのためには、こういう法教育もそうですけど、法教育の時だけじゃなくて、定期的に集まりが何か持てたらいいなと思っています。こういうのが実現できたらいいなと思っています。今日はどうもありがとうございました。

古川

登壇者の皆様、ありがとうございました。やはり、キーワードは「対話」なのかなと思います。つたない司会でしたが、皆様のおかげで無事研究会を進めてまいることができました。心より5感謝を申しあげます。それではこれもちまして、司法書士法教育ネットワーク・第4回定時総会・記念研究会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(終)